

入札説明書

件名：新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及び
システム運用保守業務

令和6年7月

新潟市農林水産部中央卸売市場

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務 一式

(2) 履行の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市農林水産部中央卸売市場（新潟市江南区茗荷谷711番地）

(4) 履行期限及び契約期間

本業務の契約期間は契約日から令和12年10月31日まで

システム構築の履行期限は契約日から令和7年10月31日

システム運用保守期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの60ヶ月

(5) 入札方法

システム構築費用とシステム運用保守費用を一体とした総価で入札に付する。なお、システム構築費用には、システム構築に必要な機器の調達を含み、システム運用保守には、機器保守を含む。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定」を受けている者であること。

- (5) 運用保守対象に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備されていることを証明できる者であること。
- (6) 本業務と同様なシステム構築又はシステム運用保守の契約実績がある者であること。
なお、契約実績を証明するものとして、実績対象の契約書表紙、契約内容のわかる書面の写しを添付すること。

3 問い合わせ先

新潟市農林水産部中央卸売市場

郵便番号 950-0114

新潟市江南区茗荷谷 711 番地

電話：025-257-6767（直通）

FAX：025-257-6768

電子メール：ichiba@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）に秘密保持誓約書（別記様式第2号）、システム運用保守に関する体制調書（別記様式第3号）を添えて、令和6年8月1日（木）午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

- (2) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。
- (3) 競争入札参加資格確認結果については、本項第1号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和6年8月8日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札保証金

規則第10条による。

6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時、場所

令和6年8月27日（火）午後2時

新潟市中央卸売市場 中央棟4階 中会議室3

新潟市江南区茗荷谷 711 番地

- (2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和6年8月19日（月）から令和6年8月26日（月）午後5時までに第3項の場所

へ提出すること（書留郵便に限る）。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第4号）を令和6年7月11日（木）から同年7月24日（水）午後5時までに第3項の場所へ電子メール又はFAXにより提出すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第4項第3号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別記様式第6号）を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及びその押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名（件名）及び数量

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第7号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

(12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

(13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(16) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第1号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第7項各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

(19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

(20) システム構築料、システム運用保守料（月額×60ヶ月の合計金額）、各々の合計金額、総額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

(1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を失格とする場合がある。

10 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 落札者は、落札金額に対応する項目毎の内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出

すること。

1 3 支払いの条件

(1) 本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

(2) 第1項第4号のうち、システム運用保守は運用開始日の令和7年11月1日から60ヶ月を契約期間とし、年度ごとに本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 4 契約条項

別添「契約書(案)」による。

1 5 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達(WTO)契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を令和6年7月25日(木)までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達(WTO)契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請(問い合わせ)先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話: 025-226-2213(直通)

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

1 6 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及び
システム運用保守に関する仕様書

令和6年7月

新潟市農林水産部中央卸売市場

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 業務の件名 | 2 |
| 2. 履行期限及び契約期間 | 2 |
| 3. 契約形態及び支払いの条件 | 2 |
| 4. 新潟市中央卸売市場統計システム | 2 |
| 5. 業務内容 | 5 |
| 6. システムの概要 | 9 |
| 7. 新システム構築作業の基本要件 | 11 |
| 8. 機能要件 | 19 |
| 9. システム方式要件 | 29 |
| 10. ネットワーク要件 | 31 |
| 11. パッケージソフトウェア要件 | 31 |
| 12. ハードウェア要件 | 32 |
| 13. ユーザーインターフェース要件 | 33 |
| 14. 外部インターフェース要件 | 33 |
| 15. 情報セキュリティ要件 | 34 |
| 16. データ要件 | 35 |
| 17. 納入条件 | 37 |
| 18. 納入時期 | 39 |
| 19. 納入機器等の不適合について | 39 |
| 20. システム運用保守作業範囲 | 39 |
| 21. 保守条件 | 40 |
| 22. 導入機器の管理等 | 40 |
| 23. セキュリティの保全 | 41 |
| 24. その他の留意事項 | 41 |

新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守に関する 仕様書

この仕様書は、令和7年11月に稼働予定の新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守に関する新潟市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の業務履行について必要な事項を定めるものである。

1. 業務の件名

新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務

2. 履行期限及び契約期間

本業務の契約期間は契約日から令和12年10月31日まで

システム構築履行期限は契約日から令和7年10月31日まで

システム運用保守期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日まで
(60ヶ月)

3. 契約形態及び支払いの条件

システムの運用に必要となる「システム構築（システム構築に必要な機器の調達を含む）」と「システム運用保守（機器保守を含む）」について、一体として発注する業務とし、総価入札とする。

予定価格は、総額で価格設定とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

支払いは「システム構築」は検査合格後、「システム運用保守」は年度ごとに検査合格後、支払いとする。

4. 新潟市中央卸売市場取引情報システム

(1) 新潟市中央卸売市場取引情報システムとは

卸売市場法及び新潟市中央卸売市場業務条例により甲に義務付けられている「卸売予定数量」や「販売結果」等の公表の他、市場における取引が適正に行われているか指導監督するために、取引の詳細な記録である「原データ」を受信し、集計処理を行う市場業務の根幹システムである。現在、「市況・統計管理システム」「市場内情報掲示板システム」「卸売場情報掲示システム」の3システム（以下、「現行システム」という。）が運用されている。

(2) 現行システムの課題

①システムの旧式化

初期構築から16年ほど経過し、システムも旧式化してきて、アーキテクチャも旧世代のものが多く、機器も含めたシステム全体の再構築を考えている。

②データ整理の齟齬

甲と卸売業者の間で品目の区分整理が異なり、統計値が一致しないケースが生じている。

③統計の不完全性

統計はバッチ処理により実行しているが、処理以降に届くデータもあり、統計の不完全性が生じている。

④メンテナンス機能

卸売業者に品目追加が発生した際や誤送信データの削除等マスタやメンテナンスの権限がなく、迅速な対応が出来ていない。

(3) 新システム構築の目的

新システムの構築に際して、現行システムの課題の改善を図り、その運用に必要な周辺機器並びにソフトウェア、保守を一括して行うものとする。

新システム構築は、システムへのアクセスのしやすさや改修時等のアップデートのしやすさを考慮し、Webシステムによる機能提供とする。

(4) 新システム構築の基本方針

上記「(3) 新システム構築の目的」に掲げる内容の実現を基本方針とする。加えて、以下の内容も新システム構築の基本方針とする。

①システム仕様の各要件を満たせるのであればシステムの構成は自由

障害への備え方や機能の実現の仕方等は様々な方法があるが、「6. システムの概要」「8. 機能要件」の内容を確実に満たせるのであれば、仕様に明記されていない部分のシステムの構成（プログラム・パッケージソフトウェア・ハードウェアの構成）は提案に任せることとする。

②オープンな標準の採用

原則として、ミドルウェア等のソフトウェアも含めメーカー独自の技術を採用せず、国際規格・日本工業規格等のオープンな標準に基づく技術を採用したシステムとし、使用するプログラム言語についても可能な限り標準

的な言語を採用すること。

なお、本システムの操作端末の OS については、「1 1. パッケージソフトウェア要件」に従った OS を1つ決定し、当該 OS 上でのプログラム及びパッケージソフトウェアの動作確認を行うこと。オフィスソフトについてもパッケージソフトウェア要件に従ったものを1つ決定し、プログラムからの出力データを読み込めることの確認を行うこと。

③集計の正確性

本システムで作成するデータ・帳票のうち、特に統計（月報・年報）機能において作成する統計帳票は、市 Web サイトへの掲載等を通じて広く公表するため、卸売業者から受け取ったデータを正しく解釈し集計すること、原則として現行システムとの処理結果の確認を行うこと、意図せずにデータ内容が変更されないことが求められる。設計・移行・テスト等の各作業において十分に注意すること。

④安定したレスポンスの維持

繁忙期及び稼働数年後においても安定したレスポンスを維持するシステムとすること。

⑤ライフサイクルコストの抑制

柔軟性、拡張性及び運用保守性の高いシステムとすることにより、運用開始以降の運用保守費用及びシステム改修費用等のライフサイクルコストの抑制を図ること。

⑥画面デザインの統一

操作しやすく、誤操作を招きにくい画面構成とし、システム全体の画面構成や操作方法にある程度統一性をもたせること。

⑦卸売業者から受け取っているファイルのフォーマット変更は不可

卸売業者から受け取っているファイルは、システム導入時に卸売業者と取り決めている内容であるため、現行ファイルのフォーマット（ファイルレイアウト（データ項目の並び順や意味）やファイル形式（txt、xls、csv 等）、ファイル名の規則等）を変更しない。

⑧機密情報等の適切な取扱い

本システムは販売原票等において機密情報を取り扱う。機密情報が外部

に漏れないよう、また卸売業者が他社の販売原票を閲覧できることのないよう、またシステム利用者に認めるファイル操作の権限は最小限にするよう（ファイルを「誰でも変更・削除等が可能」という状態にしないよう）、システム構成を行い、ユーザ認証・アクセス権の設定を適切に行うこと。

また、機密情報以外においても、卸売業者が他社の送信したファイルにアクセスできないようにする等、システム内で保管する取引情報を適切に管理できるようにすること。

⑨法改正への対応は本業務の対象外

本業務に法改正に伴う対応費用は見積もらないこと。またその際の改修費用が甚大にならないよう、乙側で柔軟な変更が可能なプログラムとしておくこと。

5. 業務内容

(1) 業務の範囲

本業務に含まれる内容は、次の①～⑤に掲げるものとする。

なお、各作業内容の詳細については、本仕様書の該当箇所を参照すること。

①要件定義見直し・設計・開発

プロジェクト計画書作成、見直し後の要件定義書作成、システム全体の設計、プログラム開発、システムを構成するパッケージソフトウェア及びハードウェアの調達、ハードウェア設置・各種設定・動作確認

②テスト

単体テスト、結合テスト、総合テスト（システムテスト）、運用テスト（ユーザテスト）

③移行

現行システムから新システムへのデータ移行、現行システムから新システムへの切り替え

④教育・研修

システム操作説明書の作成、甲のシステム利用者向け操作研修、卸売業者システム利用者向け操作研修

⑤運用保守

システムのプログラム及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの運用保守

(2) 想定スケジュール

各作業工程の予定スケジュールは次表のとおり。契約後、甲乙との協議等により変更する場合がある。

| 工程 | 期間 |
|---------------|-------------------|
| 要件定義見直し・設計・開発 | 契約日から令和7年3月 |
| テスト | 令和7年4月から令和7年9月 |
| 移行 | 令和7年9月から令和7年10月 |
| 教育・研修 | 令和7年9月から令和7年10月 |
| 運用保守 | 令和7年11月から令和12年10月 |

(3) 本業務に含まれないもの

本システムに関連する以下の部分は、既設のものを利用する。

①サーバ室から甲の居室に設置する操作端末までの既設場内 LAN 配線・既設 LAN 配線、ならびに、既設 L3 コアスイッチの設置・設定

②サーバ室から卸売業者（4社）の事務所に設置する操作端末及び表示端末までの既設場内 LAN 配線・既設 LAN 配線、ならびに、既設 L3 コアスイッチの設置・設定

③保守拠点に設置するリモート端末からサーバにリモート接続するためのインターネット接続に関する初期設定及び工事設置費用、ランニングコスト

④既存機器の撤去

(4) 本業務の前提条件

①乙は本業務に係る作業について、事前に本仕様に関し甲の説明を受けるとともに、疑義があるときは、その都度協議し、その協議結果の内容に基づく甲の指示を受けなければならない。

②受注条件

ア. 乙は、「5（1）業務の範囲」に掲げた作業について、乙の責任と負担ですべて行うものとする。

イ. 本業務内で本仕様書及び甲と乙との協議の上で決定された事項に基づき実施された作業並びに納品物について明らかな瑕疵がある場合、一部又は全部が履行されない場合及びシステムが満たすべき要件を満たしていない場合は、速やかに原因を究明し無償にて対応を行うこと。なお、原因が本業務以外の外部的なものである場合は、その理由及び対策案を可能な限り甲に提示し、甲の指示を受けること。

ウ. 乙は、甲の承認を得ることなく、本業務の作業を第三者に委託（以下、「再委託」という。）してはならない。甲の承認を得て再委託をする場合において、この行為に関するすべての責任は、乙が負わなければならない。

エ. 甲が乙に提供する設計書等資料については可能な限り最新のもの、正確なものを提供するが、現行の仕様と異なっている場合がある。あくまで参考資料と考え、疑義があれば甲と協議すること。提供した資料に誤りがあったことによるシステムの瑕疵や開発の遅れについて、甲は責任を負わない。

オ. 乙またはプログラム開発作業の再委託先となる者は、以下の認証又は認定を取得していること。

(ア) 情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティマネジメントシステム国際規格「ISO/IEC27001」認証もしくは「プライバシーマーク」認定

(イ) 品質を確保するため、品質マネジメントシステム国際規格「ISO9001」認証

③納入物の納入期限

「17（3）成果物」を参照すること。

④規格の遵守

乙は、本業務を行うにあたり JIS 規格をはじめとする各規格を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

⑤第三者権利の使用

成果物等について、乙が第三者の有する無体財産権を使用する場合には、その使用に関するすべての責任は乙が負わなければならない。

⑥納入物の説明

乙は、甲に対し納入物について十分な説明を行わなければならない。説明の時期等は別途協議する。

⑦立入検査

甲は、乙の管理状況について、乙の事務所等に立入検査を行うことができ、この検査により本仕様に違反する事項が発見された場合は、乙は甲の指示に従い直ちにこれを是正しなければならない。なお、この是正に要する費用はすべて乙の負担とする。

⑧瑕疵担保責任

納入後の納入物に瑕疵があるときは、甲は乙に対して、新システム構築期間終了後の翌日から起算して1年を経過する日（運用保守の一環でプログラムに変更を加えた部分については当該変更を加えた翌日から起算して1年を経過する日）までに、その瑕疵の補修を請求し、または補修に代えもしくは補修とともに損害賠償の請求をすることができる。その瑕疵を補修する場合、乙は甲が指示する期限内に補修し、適正な措置を講じるとともに、補修結果を反映した納入物を納入しなければならない。

⑨目的外使用の禁止

乙は、甲が提供した情報及び業務により知り得た情報を、甲の承認なく目的外に使用してはならない。

⑩機密保持

ア. 乙は、本仕様に基づく作業の実施中はもとより、業務期間終了後においても、甲より提供を受けた情報については善良なる管理者の注意義務をもって維持管理し、第三者に開示あるいは漏洩してはならない。

イ. 乙は、甲より提供を受けた資料は、作業終了後はすみやかに返却しなければならない。また、第三者に開示あるいは漏洩してはならない。

ウ. 乙は、甲より提供を受けた情報・資料を、作業を遂行する上で第三者に開示する必要がある場合は、甲の承認を得なければならない。

⑪特記事項

乙は、本業務を行うにあたり、「新潟市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針」を遵守しなければならない。

⑫妨害又は不当要求に対する届出義務

ア. 乙は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ. 乙が上記アに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることとする。

6. システムの概要

(1) システムの機能一覧

①市況・統計管理システム

| 項番 | 機能名 | 機能概要 |
|----|------------|--|
| 1 | 送信機能 | 卸売業者は、市況・統計の元となる原データを、場内LAN経由で統計システムサーバへ送信する。 |
| 2 | アラート機能 | 届いていないファイルがあった場合や、集計処理が指定時間内に実行されなかった場合に、その情報を卸売業者や甲の端末に表示する。 |
| 3 | 処理状況チェック機能 | 受信したデータのエラーチェックを行い、エラーのある場合は、エラー箇所及びエラー内容を卸売業者や甲の端末に表示する。データ送信元の卸売業者へ連絡する。 |
| 4 | 卸売予定数量機能 | 取引開始前に、卸売業者が卸売予定数量を甲に報告し、甲が取引日に公表する。 |
| 5 | 販売結果機能 | 卸売業者から送信された原データから、当日の販売結果につき、主要な品目の販売概況を産地ごと、高値・中値・安値に区分して公表する。 |
| 6 | 統計(月報)機能 | 販売結果データをもとに、統計(月報)を作成する。 |
| 7 | 統計(年報)機能 | 販売結果データをもとに、統計(年報)を作成する。 |

| | | |
|---|-------------|---|
| 8 | 販売原票機能 | 分荷決定、売渡、仕切データを卸売業者から受信し、販売原票データ（機密情報（個人情報及び非公開情報））を作成する。販売原票データの検索を可能とする。 |
| 9 | マスタメンテナンス機能 | 休開市日など、システム上でデータを解釈・処理する際に必要となるマスタのメンテナンスを行う。 |

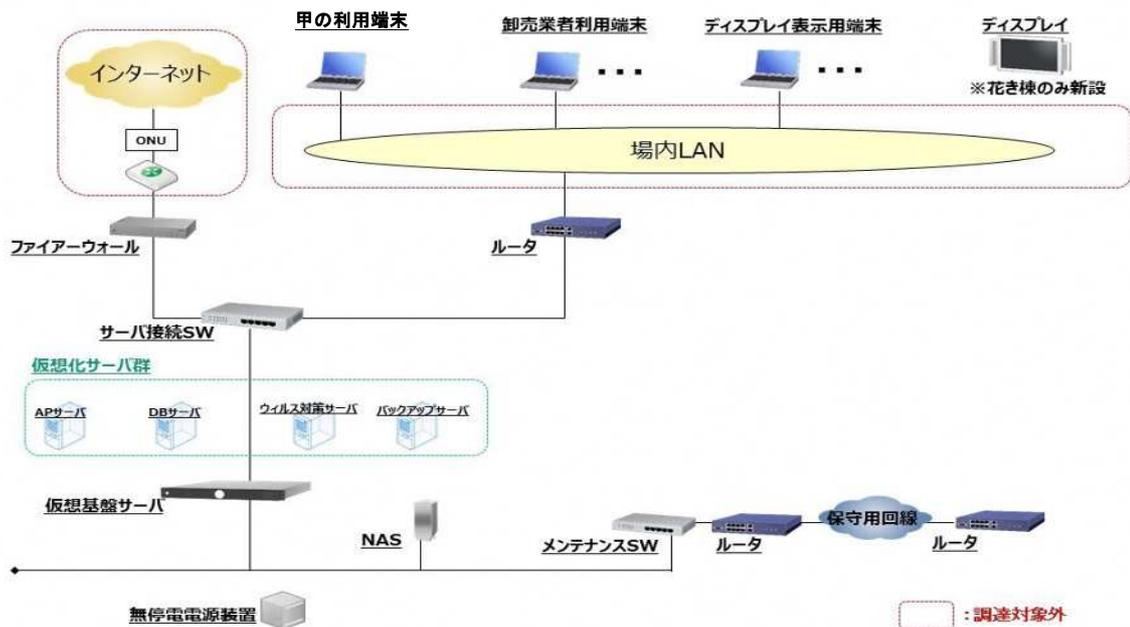
②卸売場情報揭示システム

| 項番 | 機能名 | 機能概要 |
|----|------------|------------------------|
| 1 | 卸売予定数量表示機能 | 表示用端末に、当日の卸売予定数量を表示する。 |
| 2 | 販売結果表示機能 | 表示用端末に、前日の販売結果を表示する。 |

③市場内情報揭示板システム

| 項番 | 機能名 | 機能概要 |
|----|----------|--|
| 1 | ユーザ管理機能 | ユーザの登録を行う。 |
| 2 | アクセス制限機能 | ID、パスワード等により、ユーザのアクセス制限を行う。 |
| 3 | 揭示板機能 | 甲及び卸売業者を連絡対象として、サーバへコンテンツ登録を行い、対象別に公開する。 |
| 4 | 市況情報機能 | 『市況・統計管理システム』から参照したデータを表示する。 |

(2) システム構成イメージ



(3) システムの利用要件

①システム利用者

| 区分 | | 利用者数 (想定) | 利用権限の種類 (想定) | 利用者数 (想定) | 利用権限の種類 (想定) |
|---|-----|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 甲の システム利用者 | | 7人 | 操作者 | 1人 | 管理者 |
| | | | | 1人 | システム管理者 |
| 利 用 者 シ ス テ ム 御 売 業 者 | 青果 | 4人 | 担当者 | | |
| | 水産1 | 4人 | 担当者 | | |
| | 水産2 | 4人 | 担当者 | | |
| | 花き | 2人 | 担当者 | | |

②システムで扱うファイル・データ・帳票

「16. データ要件」「別添1 帳票一覧」参照。

7. 新システム構築作業の基本要件

(1) 要件定義見直し・設計・開発

①要件定義見直し・設計・開発に含まれる作業

プロジェクト計画及び要件定義見直し、システム全体の設計、プログラム開発、システムを構成するパッケージソフトウェア及びハードウェアの調達、ハードウェア設置・各種設定・動作確認

②要件定義見直し・設計・開発の前提条件

本システムの納期や品質を適切に確保するため、本システムの特性等に
応じた開発手法及びプロジェクト管理手法に基づき開発を行うこと。また、
進捗状況について原則として定例報告会の場で月1回甲に報告すること。

③プロジェクト計画及び要件定義見直し

ア. プロジェクト計画

新システム構築作業のはじめに、構築作業の進め方につき、プロ
ジェクト計画書を作成し、甲に説明を行い、計画を確定すること。プロ
ジェクト計画書は議事録と合わせ甲に提出し承認を得ること。プロ
ジェクト計画書には、作業体制（乙側だけでなく甲側の作業項目も含め
ること）、WBS 等の作業工程の進捗が把握できる一覧表、主要な管理ポ
イント（工程遅延が許されないような主要な出来事の日程（締切））、
予定日数及び各作業の納入物・納入期限の他、甲と協議の上設定した

構築作業を進める上でのプロジェクト管理項目を記載すること。

イ. 要件定義見直し

システムが満たすべき要件につき、甲と会議の場を設け、見直し・修正した内容を要件定義書としてまとめ、議事録と合わせ甲に提出し承認を得ること。また、要件定義書の見直しに際して必要に応じて、卸売業者の担当者と打合せを行い、卸売業者から送信されるファイルのデータレイアウトやシステムから卸売業者に提供されるファイル・出力帳票の要件につき確認を行うこと。要件定義書の項目は原則として「8. 機能要件」から「16. データ要件」に準じ、甲と協議の上設定することとする。また、運用保守要件についてもこのフェーズで定義すること。

④システム全体の設計

③で確定した要件定義書をもとに、ハードウェア構成、パッケージソフトウェアの選定も含むシステム全体の設計を行うとともに、基本設計書・詳細設計書を作成し、甲に提出し承認を得ること。なお、提出時期はプロジェクト計画書で定めること。

⑤プログラム開発

開発環境は乙で準備すること。

⑥パッケージソフトウェア及びハードウェアの調達

パッケージソフトウェアとハードウェアを調達すること。パッケージソフトウェア調達リスト・ハードウェア調達リストを作成し、甲の承認を受けてから発注すること。（「11. パッケージソフトウェア要件」及び「12. ハードウェア要件」）を参照すること。

⑦ハードウェアの設置・各種設定・動作確認

調達したハードウェアを新潟市中央卸売市場内のハードウェア設置場所に設置すること。併せて、下記の点に留意し、事前に設置場所の責任者（甲もしくは卸売業者の担当者）に設置作業日程・設置場所の承認を得ること。

ア. ケーブル配線やサーバ等の各種設定を行い、正常に動作するか確認すること。

イ. 既設流用の LAN ケーブルやネットワーク機器との接続を行うこと。

ウ. ハードウェアのおおまかな設置場所と配線が分かるレイアウト図を作成し、甲に提出すること。設置にあたり、躯体に変更を加える工事（壁に穴を貫通しケーブルを新設する、など）を要する場合は、施工図面とスケジュールをあらかじめ甲に示し、承認を受けてから実施すること。

(2) テスト

①テストに含まれるもの

単体テスト、結合テスト、総合テスト（システムテスト）、運用テスト（ユーザテスト）

②テストの前提条件（テストの環境など）

ア. 単体テスト、結合テストは開発環境で実施すること。

イ. 総合テストは「7（1）⑦ハードウェアの設置・各種設定・動作確認」で設置する本番環境で実施すること。ただし、本番環境と別に別途検証環境が必要であれば乙の費用負担で準備すること。その際は本番環境にできるだけ近い環境を準備すること。なお、サーバ機器を設置する部屋は、月曜日から金曜日の9：00から17：00までとし、甲と協議の上、出入り可能とする。電気代は甲側で負担することとし、紙などの消耗品は乙で負担すること。

ウ. 運用テストは総合テスト実施後の新システムの本番環境で実施すること。

エ. 既設のサーバラックは新システムのサーバや周辺機器を搭載するために流用するが、総合テストから運用テスト期間中は現行システムのサーバや周辺機器が搭載されているため、新システムのサーバや周辺機器の設置場所（現行システムとは別のラックの予定）や電源を甲が用意する。既設ネットワークから分岐するためのハブや LAN ケーブルが必要な場合は乙がこれを用意する。また、現行システムが使用している光ケーブル等があるため、現行システムの稼働時間中に現行システムに影響を与えないよう、乙はテストの方法を甲と協議の上、実施

すること。

オ. 単体テスト、結合テスト、総合テスト（システムテスト）は、作業内容、テスト実施方法、スケジュール、テスト体制と役割、テスト環境、合否判定基準等をテスト仕様書として事前に作成し、甲の承認を得てから実施すること。テストの結果を報告書として提出すること。運用テスト（ユーザテスト）はシステム操作説明書をもとに主にシステム利用者が実施するため、テスト実施に必要な資料の提供や、操作立会いをするなどのテストの実施支援を行うこと。

カ. 現行システムで取り扱っているデータ・帳票は、可能な限り契約締結後に甲が提供することとし、乙は必要な資料等を甲に伝えること。

キ. 運用テスト（ユーザテスト）段階で手戻りが発生しないよう、早い段階で甲に機能や出力ファイル・帳票等の確認を求めること。

ク. 各テストで不具合が発見された場合は、原因を特定し修正を行うこと。

③単体テスト

モジュール単位のテストを行う。乙が実施すること。

④結合テスト

乙は、モジュールを機能単位・処理単位で結合し、動作確認や入出力の検査を実施すること。この場合、動作や出力につき、甲の確認を求めるともできる。

⑤総合テスト（システムテスト）

乙は、見直し後の要件定義どおりシステムが構築されているか、システム全体を稼働させて動作確認や性能試験・負荷試験等を実施すること。機能のテストの一部については甲と協議の上、乙の補助立ち会いのもと甲が実施する形としてもよい。甲での実施とする場合は、この時点で機能のテストができるレベルのシステム操作説明書を作成しておくこと。

⑥運用テスト（ユーザテスト）

システム利用者が主に行うテスト。本番のネットワークで、本番と同じ

方法で実際にシステムを利用して、システム切り替え前の確認を行う。具体的には、卸売業者を含む本番と同じシステム利用者が、システム操作説明書を見ながら本番と同じ方法でシステムを動かし、新システム切り替え前の確認を行う。テスト後、甲が運用テスト結果報告書を作成する。

乙はシステム利用者へ必要な資料の提供、操作の立会補助、甲の作成する運用テスト結果報告書の作成支援や問い合わせ等の対応を行うこと。

なお、システム操作説明書をこの時点までに納入し、教育・研修（後述）をシステム利用者に対して行っておくこと。現行システムの業務フローに沿って新システムでテストを実施するが、卸売業者にとって負担となる場合は、日次の処理が問題ないことを確認した後、途中から作業や処理の簡略化を図ることも可能とする。

日次の処理、月次の処理、マスタメンテナンスまでは運用テストの中で確認できるようにすること。年次の処理については、運用テストの期間に行えないため、疑似データで処理の確認ができるようにしておくこと。このテストは受入テストも兼ねるため、処理が問題なくできることを確認できればプログラムの検収とする。

また、乙もこの期間内に総合テストで行えない項目の確認を行うこと。

（3）移行

①移行に含まれるもの

現行システムから新システムへのデータ移行、現行システムから新システムへの切り替え

②移行の前提条件

ア．現行システムは、新システムの本番稼動後に撤去する。

イ．移行の作業内容、データ移行方法、システム切り替え方法、スケジュール、移行実施体制と役割、移行ツール等に関する移行実施計画書を作成し、乙の責任者及び甲の承認を得たうえ、システム移行を実施すること。移行完了後、移行結果の報告書を提出すること。

ウ．システム移行は、甲及び卸売業者と協議の上、業務に極力支障のない手法で実施すること。

③現行システムから新システムへのファイル・データ移行

ア．ファイル・データの移行方法

(ア) 卸売予定数量・市場日報データ

統計帳票は移行不要。

(イ) 統計（月報・年報）

統計帳票は移行不要。

新システムにおいて、帳票作成時に過去の年次の数値の抽出、年次比較が必要な場合があるため、必要なデータは抽出し新システムのデータベースに引き継ぐこと。また、開場日数についても、過去の年次の日数が必要となる場合があるので注意すること。

(ウ) 販売原票

販売原票に関連するデータ（分荷決定、売渡、仕切データ）は現行システムに保存されている全期間の移行を想定している。新システムのデータベースに取り込み、新システムで検索可能とする。

(エ) その他

マスタ等も必要に応じ移行すること。

イ. 移行ファイル・データの取扱いについて

現行システムの移行が必要なファイル・データは甲が取りまとめて乙に提供する。

ウ. 移行データの修正について

移行データに不整合データや不要データが含まれていた場合、データの修正・削除は甲が現行システムにて修正・削除を行う。

エ. 移行データの範囲について

新システム稼働の直前までにファイル・データを移行すること。

④現行システムから新システムへの切り替え

ア. 令和7年11月1日から新システムを稼働するため、令和7年10月31日に現行システムから新システムに切り替える。事前に切り替えリハーサル等を行い、切り替え時の不具合の発生を防ぐよう工夫すること。

イ. 新システム稼働後に、致命的な不具合等で新システムの運用が不可

能な状態になった場合、速やかに原因を調査・不具合を修正し、稼動まで責任をもって行うこと。

(4) 教育・研修

①教育・研修に含まれるもの

操作マニュアルの作成、甲のシステム利用者及び卸売業者システム利用者への教育・研修

②操作マニュアルの作成

システム利用者向けに下記の事項を留意して操作マニュアルを作成すること。

ア. マニュアル作成にあたっては、操作手順だけでなく、操作画面のイメージ図や画面遷移図を用いるなど、システムに不慣れな人でも操作が分かりやすいよう工夫すること。

イ. 甲のシステム利用者向けの操作マニュアルには、卸売業者システム利用者だけが利用する機能の操作説明も含めること。

ウ. 卸売業者システム利用者向けの操作マニュアルは、卸売業者システム利用者が利用する機能のみ抜粋したものにすること。

エ. 誤操作や障害等に対するトラブルシューティングも盛り込むこと。運用テストにもトラブルシューティングが必要であるため、運用テスト前時点の暫定の操作マニュアル及びトラブルシューティングをシステム利用者へ示し、運用テストで発生した誤操作や障害等について、操作手順の説明やトラブルシューティングを追記して最終的に提出すること。

③甲のシステム利用者及び卸売業者システム利用者への教育・研修

ア. 教育・研修環境

教育・研修については、運用テスト用の本番環境で行う。

教育・研修の項目については甲と協議の上、決定すること。

イ. 教育・研修方法

甲のシステム利用者に対し1回行うこととし、原則として、実際に

甲のシステム利用者がシステムを利用する場所で研修を行うこと。また、卸売業者システム利用者に対し、教育・研修を1回行うこととし、原則として、各社の事務室で個別に行うこと。

操作マニュアルの説明（教育）だけでなく、実機での操作説明のうえ、乙立会いのもとシステム利用者に通りの実機操作をさせ（研修）、システム利用者の操作に誤りがないことを確認するとともに、運用テストの前に教育・研修を行うこと。なお、マニュアルは必要部数コピーするなど、教育・研修に必要な資料や環境は乙が用意すること。

(5) その他の作業要件

① 会議体制

ア. 会議場所

会議については、原則として、甲側の会議室で実施すること。ただし、会議の内容によっては、Web 会議も可とする。

イ. 定例報告会

原則として、月に1回、プロジェクト計画書のとおり進捗しているか、WBS 等の作業工程の進捗が把握できる一覧表及びプロジェクト管理項目について、状況報告を実施すること。作業の遅れが発生している場合は、対応を甲と協議すること。

ウ. 臨時報告会

緊急を要する報告に関しては必要に応じて実施すること。

エ. レビュー

設計、開発及びテストの工程において、乙の社内で適正なレビューを実施するとともに、甲のレビューを受けること。レビューを行う工程については、プロジェクト計画書作成時に、甲と協議して確定する。

オ. 会議の進行、議事録の作成及び懸案事項等の管理

各報告会及びレビュー等の会議の進行、議事録の作成及び懸案事項等の管理は乙が行うとともに、議事録を甲に提出すること。

② 作業実施体制

ア. 甲の体制

(ア) 甲のシステム管理者

「6 (3) ①システム利用者」の「システム管理者」「管理者」に該当。システム管理者及び市場管理者は、新潟市中央卸売市場長となる。

(イ) 甲のシステム操作者

「6 (3) ①システム利用者」の「操作者」に該当。具体的な要件の打ち合わせや仕様の確認等はこれらの者で行う。

イ. 乙の体制

本業務に係る作業実施体制を提示し（プロジェクト計画書の一部として）、甲の承認を得ること。なお、乙の体制は以下の条件を満たすこと。

(ア) プロジェクトチームの編成

本業務に係る作業遂行の責任者として、プロジェクトマネージャーもしくは PMP またはそれらと同等以上の資格を持ち、プロジェクト全体を十分に管理可能な者を置くこと。本業務に係る作業を円滑に遂行させることが可能な能力のある担当者を配置し、チームとして編成すること。

プロジェクト責任者及び担当者の責任及び権限を明確にし、本業務に係る作業への参画度、参画時期について明確化すること。

(イ) 甲とのコミュニケーション

通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。

8. 機能要件

以下にシステムに必要な機能を示す。

なお、以下の機能要件や機能を説明する別添において、現時点では要件が確定していないものであり、必ずしも記載通りに開発することを要しない。具体的な要件については、要件定義見直し・設計のフェーズで甲乙協議のうえ、確定していく。

(1) 市況・統計管理システム

①送信機能

ア. 機能の説明

(ア) ファイル送信

各卸売業者システム利用者がシステム上でファイル送信ができること。なお、卸売業者が送信可能なデータは以下とする。

- ・入荷確定情報
- ・分荷決定、売渡情報
- ・仕切情報
- ・独自 CSV（花き）

(イ) ファイル再送信

送信したデータの修正など、必要に応じて各卸売業者システム利用者がシステム上でファイルの再送信ができること。

イ. 機能細目

(ア) 送信

ファイルのリストから送信対象のファイルを選択し、送信するファイル、ファイルの日時を指定し、送信を実行できること。

ウ. 補足事項

(ア) 送信データの修正

ファイルの再送信によるデータ修正については、修正されたデータのみでの再取込ではなく、送信されたデータを全削除後、再送信されたデータをすべて取り込むことができること。

(イ) 市況・統計データと EDI メッセージの対応

市況・統計および販売原票のデータは標準 EDI を活用し、標準品名コードに準拠する。花き卸売業者からのデータは標準 EDI ではなく卸売業者独自 CSV データから作成する。市況・統計データと EDI メッセージの対応を以下に示す。

| 品目 | 市況 | | 統計（月報、年報） | 販売原票 |
|----|--------|--------|-----------|-----------|
| | 卸売予定数量 | 販売結果 | | |
| 青果 | 入荷確定 | 分荷決定 | 分荷決定 | 分荷決定、仕切 |
| 水産 | 入荷確定 | 売渡（分荷） | 売渡（分荷） | 売渡（分荷）、仕切 |
| 花き | — | 独自 CSV | 独自 CSV | 独自 CSV |

②アラート機能

ア. 機能の説明

(ア) アラート表示

届いていないファイルがあった場合や、集計処理が指定時間内に実行されなかった場合に、ログイン後に表示される画面にてその情報を表示できること。

(イ) アラート削除

アラートごとに選択して削除できること。一括しての削除も可能。

イ. 補足事項

表示されるアラートの内容は、ログインしたユーザや権限によって制御できること。例えば、卸売業者ユーザがログインした場合、そのユーザが所属する卸売業者に関するアラートのみが表示され、他の卸売業者の情報は表示されないこと。

③処理状況チェック機能

ア. 機能の説明

受信したデータのエラーチェックを行い、エラーがある場合は、エラー箇所及びエラー内容を卸売業者や甲の端末に表示でき、データ送信元の卸売業者へ連絡できること。

イ. 補足事項

エラーの内容は、甲のシステム利用者とエラーが該当する卸売業者システム利用者が参照できること。エラーに該当しない卸売業者システム利用者は参照できないこと。

④卸売予定数量機能

ア. 機能の説明

(ア) 毎開場日、取引開始前に卸売予定数量及び各品目の主要な産地を卸売業者が甲に報告し、甲が取引日早朝に公表する。(花きは対象外。)

(イ) 公表内容は卸売業者ごとの、品目、産地及び販売方法(せり・相対)ごとの数量。

イ. 機能細目

(ア) 卸売予定数量集計

卸売業者システム利用者が送信した入荷確定情報を、甲の公表用と卸売業者公表用の形式で出力し、サーバ内のフォルダに保存できるこ

と。青果については、卸売業者が1社であるため、甲の公表用と卸売業者公表用は同じ内容を出力できること。（花きは対象外。）水産物については、卸売業者が2社であるため、甲の公表用は2社分を集計して出力できること。

通常は自動で出力処理を行い、エラー時などに備え手動で実行できるように実行画面を用意すること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

(イ) 卸売予定数量表示ファイル作成

卸売業者システム利用者が送信した入荷確定情報を、卸売場情報揭示システム、市場内情報掲示板システムで表示可能な形式で出力できること。

通常は自動で出力処理を行い、エラー時などに備え手動で実行できるように実行画面を用意すること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

(ウ) 卸売予定数量ファイルダウンロード

作成した卸売予定数量ファイルをダウンロードできること。甲のシステム利用者と卸売業者システム利用者が出力可能とすること。卸売業者システム利用者は自社分のみ出力可能とすること。

⑤販売結果機能

ア. 機能の説明

(ア) 毎開場日、当日の卸売結果につき、販売概況（数量及び価格）を、主要な産地ごと、販売方法（せり・相対）ごとに、高値・中値・安値に区分して甲が公表する。

イ. 機能細目

(ア) 販売結果集計

卸売業者システム利用者が送信した分荷決定、売渡情報、独自 CSV を、甲の公表用と卸売業者公表用の形式で出力し、サーバ内のフォルダに保存できること。青果・花きについては、卸売業者がそれぞれ1社であるため、甲の公表用と卸売業者公表用は同じ内容を出力できること。水産物については、卸売業者が2社であるため、甲の公表用は2社分を集計して出力できること。

通常は自動で出力処理を行い、エラー時などに備え手動で実行でき

るように実行画面を用意すること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

(イ) 販売結果表示ファイル作成

卸売業者システム利用者が送信した分荷決定、売渡情報、独自 CSV を、卸売場情報掲示システム、市場内情報掲示板システムで表示可能な形式で出力できること。

通常は自動で出力処理を行い、エラー時などに備え手動で実行できるように実行画面を用意すること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

(ウ) 販売結果ファイルダウンロード

作成した販売結果ファイルをダウンロードできること。甲のシステム利用者と卸売業者システム利用者が出力可能とすること。水産物の卸売業者システム利用者は自社分と 2 社合算分を出力可能とすること。

⑥統計（月報）機能

ア. 機能の説明

(ア) 販売結果データから、統計（月報）を作成する機能。現行の運用は毎月 3 日にバッチ処理される。甲が、本機能で作成された統計（月報）を市 Web サイト上に掲載することで、統計の公表を行う。

イ. 機能細目

(ア) 月締め

統計（月報）の内容を確定し、販売結果データの修正を原則として行えなくすること。甲のシステム利用者のみ操作可能な機能とすること。

月締めの後には販売結果データの修正を行えなくすること。ただし、甲のシステム管理者が認めた場合はその限りではない。

なお、月締めでは、指定した月の販売結果データにつき、内容を確定し原則修正不可とすること。

(イ) 統計（月報）作成

販売結果データをもとに、青果・水産物・花きの統計（月報）を CSV ファイル及び PDF ファイルとして出力し、サーバ内のフォルダに保存できること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

販売結果データを修正することがあるため、修正後の販売結果データをもとに、統計（月報）の再作成ができるものとする。

新システムでの作成帳票は、「別添1 帳票一覧」のとおり。

(ウ) 統計（月報）ダウンロード

作成した統計（月報）をダウンロードできること。

ウ. 補足事項

統計は、1 帳票につき1 ファイルを原則とするが、ファイルサイズが大きくなる等、原則によることが適切でない場合には、甲と協議の上、適切な切り分けを行うこと。

⑦統計（年報）機能

ア. 機能の説明

(ア) 1 月から12月の販売結果データから、統計（年報）を作成する機能。現行の運用は翌年1月3日にバッチ処理される。甲が、本機能で作成された統計ファイルを市 Web サイト上に掲載することで、統計の公表を行う。

イ. 機能細目

(ア) 年締め

統計（年報）の内容を確定し、販売結果データの修正を原則として行えなくすること。甲のシステム利用者のみ操作可能な機能とすること。

年締め後は販売結果データの修正を行えなくすること。ただし、甲のシステム管理者が認めた場合はその限りではない。

なお、年締めでは、1 月分から12月分の販売結果データにつき、内容を確定し原則修正不可とすること。

(イ) 統計（年報）作成

毎年12月の統計（月報）処理の後、1 月から12月の販売結果データをもとに、青果・水産物・花きの統計（年報）を CSV ファイル及び PDF ファイルとして出力し、サーバ内のフォルダに保存できること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

新システムでの作成帳票は、「別紙1 帳票一覧」のとおり。

(ウ) 統計（年報）ダウンロード

作成した統計（年報）をダウンロードできること。甲のシステム利用者と卸売業者システム利用者が出力可能とすること。

CSV ファイル及びPDF ファイルともにダウンロード可能とすること。ファイル単位でのダウンロードならびに一括でのダウンロードどちらも可能とすること。

ウ. 補足事項

統計は、1 帳票につき 1 ファイルを原則とするが、ファイルサイズが大きくなる等、原則によることが適切でない場合には、甲と協議の上、適切な切り分けを行うこと。

⑧販売原票機能

ア. 機能の説明

(ア) 卸売業者システム利用者が送信した仕切情報と分荷、売渡情報、独自 CSV を受信し、販売原票として検索を可能とするもの。販売原票データは機密情報（非公開情報）と位置付けられるため、検索機能は甲のシステム利用者のみへの提供とし、卸売業者システム利用者には提供しない。

イ. 機能細目

(ア) 販売原票検索

取り込んだ販売原票データを条件指定により検索できること。また、検索結果を CSV ファイル及び PDF ファイルとして出力すること。甲のシステム利用者のみ利用可能とすること。

⑨マスタメンテナンス機能

ア. 機能の説明

システム上でデータ処理する際に参照する休開市日等のマスタデータをメンテナンスできること。マスタの編集（追加・変更・削除）、マスタ出力機能が必要。

イ. 機能細目

(ア) マスタ編集

a. 休開市日マスタ

青果・水産物・花きそれぞれ異なる休開市日となる場合がある

ため、それぞれを分けて設定・編集できるようにすること。

b. 青果品名マスタ

卸売予定数量、販売結果、統計帳票（月報・年報）、販売原票に使用。

c. 水産物品名マスタ

卸売予定数量、販売結果、統計帳票（月報・年報）、販売原票に使用。

d. 花き品名マスタ

販売結果、統計帳票（月報・年報）、販売原票に使用。

e. 産地（出荷地）マスタ

卸売予定数量、販売結果、統計帳票（月報・年報）、販売原票に使用。

f. 集計マスタ

各帳票における品名ごとの集計の単位などを管理するために使用。集計ルールなどは新システム構築開始後に別途協議する。

(イ) マスタ出力

青果品名マスタ、水産物品名マスタ、花き品名マスタ、産地（出荷地）マスタにつき、CSV データとして出力できること。

(2) 卸売場情報揭示システム

①卸売予定数量表示機能

ア. 機能の説明

「市況・統計管理システム」から出力した当日の「卸売予定数量表示ファイル」を表示用端末に表示すること。

イ. 機能細目

(ア) 卸売予定数量表示（甲の公表用）

1画面あたり10～15品目程度表示できること。表示する品目は、一定時間ごとで順次切り替えるものとする。

「市況・統計管理システム」から出力した当日の「卸売予定数量表

示ファイル」について、青果、水産物の区分毎に、市場全体の卸売予定数量データを集計して表示できること。

(イ) 卸売予定数量表示（卸売業者公表用）

1画面あたり10～15品目程度表示できること。表示する品目は、一定時間ごとで順次切り替えるものとする。

「市況・統計管理システム」から出力した当日の「卸売予定数量示ファイル」について、青果、水産物の区分毎に、卸売業者別に卸売予定数量データを表示できること。

②販売結果表示機能

ア. 機能の説明

「市況・統計管理システム」から出力した前日の「販売結果表示ファイル」を表示用端末に表示すること。当日分が集計された際には、自動切換えを行う。

イ. 機能細目

(ア) 取引方法別卸売結果表示（甲の公表用）

1画面あたり5～10品目程度表示できること。表示する品目は、一定時間ごとで順次切り替えるものとする。品目ごとに、主要な産地ごと、販売方法（せり・相対）ごとに、高値・中値・安値に区分して表示できること。

「市況・統計管理システム」から出力した前日の「販売結果表示ファイル」について、青果、水産物、花きの区分毎に、市場全体の卸売結果データを集計して表示できること。当日分が集計された際には、自動切換えを行う。

(イ) 取引方法別卸売結果表示（卸売業者公表用）

1画面あたり5～10品目程度表示できること。表示する品目は、一定時間ごとで順次切り替えるものとする。品目ごとに、主要な産地ごと、販売方法（せり・相対）ごとに、高値・中値・安値に区分して表示できること。

「市況・統計管理システム」から出力した前日の「販売結果表示ファイル」について、青果、水産物、花きの区分毎に、卸売業者別に卸売結果データを表示できること。当日分が集計された際には、自動切換えを行う。

(3) 市場内情報掲示板システム

① ユーザ管理機能

ア. 機能の説明

ユーザの登録を行う。

イ. 機能細目

(ア) ユーザ管理機能

各ユーザに対して、以下のユーザレベルを登録する。

- ・ 事業者
- ・ 事業者が属する事業形態（卸売業者）
- ・ 事業者が属する品目（青果、水産物、花き）

② アクセス制限機能

ア. 機能の説明

ID、パスワード等により、ユーザのアクセス制限を行う。

イ. 機能細目

(ア) ログイン管理機能

各情報の登録または閲覧におけるアクセス制限を、ID およびパスワードによる認証機能等により行う。

③ 掲示板機能

ア. 機能の説明

甲および卸売業者を連絡対象として、サーバへコンテンツ登録を行い、対象別に公開する。

イ. 機能細目

(ア) コンテンツ登録機能

連絡対象（卸売業者）を指定して、サーバへコンテンツの登録を行う。登録方法として以下を可能とすること。

- ・ 登録画面でテキストデータを直接入力
- ・ あらかじめ作成したデータファイル（Word 形式、Excel 形式、PDF 形式等）を登録画面でファイル名を指定することにより登録

(イ) コンテンツ一覧機能

登録された各コンテンツの概要を一覧表示する。指定された事業者のみが、閲覧可能とする。

(ウ) コンテンツ検索機能

登録されたコンテンツをタイトル、登録者、登録日、フリーキーワード等により検索し、該当結果を一覧表示する。

(エ) コンテンツ閲覧機能

コンテンツ一覧で選択したコンテンツの内容を表示する。

(オ) 返信機能

特定の掲示板情報に対する返信機能も具備する。

④市況情報機能

ア. 機能の説明

「市況・統計管理システム」から出力したデータを表示する。

イ. 機能細目

(ア) 市況情報機能

「市況・統計管理システム」から出力したデータを表示する。本コンテンツ掲載用のテンプレートは、甲と協議の上、乙があらかじめ設定する。アクセス制限は不要。

9. システム方式要件

(1) システム全体構成要件

システムは、行政情報ネットワークとは独立のネットワーク上に構築すること。システム全体として、本仕様書に記載されている各要件を満たす構成とすること。

(2) 性能要件

①前提条件

性能値を試算する際のデータ量は以下とする。

| データの区分、名称 | データ量 | 補足 |
|-----------|--------------------|---|
| 原データ | 6000万レコード ≒40GB | • 年間あたり：1200万レコード（入荷確定情報、分荷、売渡情報、仕切情報を合わせた容量） |

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> データ保存期間：5年 原データ（販売原票データ及び仕切データ等）は、生鮮 EDI 標準に準拠した書式。 5 ヶ年分のデータを HD に保存した場合、以下の見積もりとなる。 1200 万レコード/年×5年 =6000 万レコード ≒40GB。 |
| 集計結果データ | （※原データの数%のデータ量のため省略。） | <ul style="list-style-type: none"> 日報=約 1,200,000 レコード/年 月報=約 140,000 レコード/年 年報=約 16,000 レコード/年 |

②オンライン処理性能要件

オンライン処理にかかる時間（システム利用者の操作により処理を開始し終了するまでの時間）につき、以下の指標を設ける。

なお、ネットワークによる影響や、端末の表示性能による影響等を除く。

| |
|---|
| 市場日報（青果）の集計ボタンを押下してから帳票ファイルが出力されるまでにかかる時間 |
| 3分以内 |

③その他

上記の性能要件以外にも、運用テスト時等に、円滑な業務に支障が出るレベルの過大な処理時間を要する機能が発見された場合、改善を要求するので、協議の上、対応すること。

(3) バックアップ要件・データ復元要件

1日1回、システム利用者がシステムを利用しない時間帯に、サーバまたは記録媒体にデータのバックアップを作成すること。障害時は障害の前日（障害発生時間帯によっては前々日）までのデータを1週間以内に復元すること。ただし大規模災害等により大規模な障害が発生した場合は、復元時期等を別途協議するものとする。バックアップしていないデータ（障害発生当日のデータ）と、障害からシステム復旧するまでの間受け取れていなかったデータを、障害からの復旧後に卸売業者から再送を受けるので、乙がシステムに取り込むこと。また、ファイルを受け取る際、ファイル名が重複して上書きされることのないように注意すること。

(5) システム復旧要件

障害発生が発生した場合、システムを復旧すること。復旧方法や復旧時期については甲乙で協議し、できる限り迅速に復旧を行うこと。ただし大規模

災害等により大規模な障害が発生した場合は、復旧時期等を別途協議するものとする。また、復旧するまでの間、卸売業者から送信されたファイルが処理できず蓄積されていく可能性があるため、ファイル名が重複して上書きされることのないように注意すること。これらのことにつき、復旧にかかる時間の目処を併せて報告すること。

10. ネットワーク要件

- (1) 「15. 情報セキュリティ要件」を満たすようネットワークを構成すること。
- (2) 「9. システム方式要件」を満たすようネットワークを構成すること。
- (3) 市場内の通信ケーブルは既設のものを流用すること。

11. パッケージソフトウェア要件

- (1) パッケージソフトウェアの選定にあたっては、安全性、信頼性、可用性、汎用性及び拡張性を考慮すること。
- (2) 特定事業者による独自技術への依存を回避するため、国際規格・日本工業規格等のオープンな標準に基づく技術を採用した適切なソフトウェアを選択すること。
- (3) 操作端末のOSはシステム利用者が操作に慣れていることからWindows系とする。また、オフィスソフトについても、システム利用者が操作に慣れていることから、Microsoft Office とし、一部の操作端末にExcel 及びWordを導入すること。表示端末には導入しない。
- (4) システム自動処理のジョブ管理を行う必要がある場合、ジョブ管理機能をシステムの機能として開発しても、ジョブ管理ソフトを導入してもよい。
- (5) 乙が選定したパッケージソフトウェアの仕様を確認するため、乙は、パッケージソフトウェア調達リストを作成し、カタログ等があるものについては添付して提出するとともに、甲に十分に説明をし、調達前に承諾を得ること。

1 2. ハードウェア要件

(1) 主要な機器の配置

新システムの構築にかかるハードウェア（以下、「導入機器等」という。）については、新システムの動作を保証するものを用意し、新潟市中央卸売市場内に設置すること。当市場外への設置は許可しない。

以下に、主要な機器の配置（想定）について記載する。台数を明記したもののについては、当該台数を設置すること。システムを構成するために必要な機器等については、適宜追加すること。

| 項番 | 機器名 | 数量 | 用途 | 設置場所 |
|----|-------------|-------------|--|-----------------------------|
| 1 | サーバ類 | 必要数 | システムのメインサーバ。システムの動作に必要な台数を設置する、基盤サーバ内に仮想サーバを構築する等、構成は問わない。 | 中央棟 |
| 2 | 操作端末（甲用） | 1台 ＋予備1台 | 甲のシステム利用者がシステムを操作する端末。デスクトップ型またはノート型とする。 | 中央棟 |
| 3 | 操作端末（卸売業者用） | 4台 ＋予備1台 | 卸売業者システム利用者がシステムを操作する端末。デスクトップ型またはノート型とする。 | 青果棟／ 水産棟／ 花き棟 |
| 4 | 表示端末 | 4台 ＋予備1台 | 卸売場情報掲示システムの表示用端末。デスクトップ型またはノート型とする。 | 青果棟／ 水産棟／ 花き棟 |
| 5 | 保守端末 | 1台 | 保守作業時に保守拠点からサーバ機器にリモートで接続するための端末。デスクトップ型またはノート型とする。 | 保守拠点 |
| 6 | ファイアウォール | 必要数 | 操作端末／表示端末／保守端末とサーバ機器との間に設置するセキュリティ対策機器。アクセス制御機能を備えるものとする。 | 中央棟 |
| 7 | 通信機器 | 必要数 | 操作端末／表示端末／保守端末とサーバ機器との間に設置する通信機器。暗号化機能を備えるものとする。 | 中央棟／ 青果棟／ 水産棟／ 花き棟 |

(2) その他のハードウェア要件

①乙が選定した機器の仕様を確認するため、乙は、ハードウェア調達リストを作成し、カタログ等があるものについては添付して提出するとともに、甲に十分に説明をし、調達前に承諾を得ること。

②各ハードウェアの選定にあたっては、安全性、信頼性、可用性、汎用性

及び拡張性を考慮すること。

③サーバは新潟市中央卸売市場内に設置するが、サーバ本体に障害が発生した時等に備えデータ消失を防ぐため、外付けの記録媒体にデータ退避をすること。なお、システム方式要件中のバックアップ要件・復帰要件を満たすこと。

④特定事業者による独自技術への依存を回避するため、国際規格・日本工業規格等のオープンな標準に基づく技術を採用した適切なハードウェアを選択すること。

⑤各種サーバやネットワーク機器等は既設サーバラック内に設置すること。既設サーバラックに設置可能な機器であること。(既設サーバラック：DELL PS38S 19 インチマウント、42 ユニット、奥行き 1050 mm)

⑥停電発生時に備えるため、主要情報機器に緊急時電源を供給する無停電電源装置を設置すること。

⑦盗難防止用に端末等は発注者が別途調達するワイヤーで固定する。盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること。

⑧各種サーバやネットワーク機器等はラック内に設置し、常時施錠すること。

1.3. ユーザインターフェース要件

設計する画面の標準を規定し、システムの画面デザインに一貫性を持たせること。

画面が遷移する時、必要な情報は引き継ぐ等して、システム利用者が再入力や記憶する情報量を極小化すること。一連の処理に必要な画面遷移を少なくすること。また、卸売業者システム利用者は同じ時間帯に複数のファイルを送信することとなるため、なるべく操作が少なく済むよう、ファイル送信画面を一本化し複数ファイルが同時に送れるようにする等の配慮をすること。

1.4. 外部インターフェース要件

新システムと外部のシステムで連携を行うデータを以下に示す。外部と連

携を行っているデータについては、データレイアウトの変更が原則として行えない。

要件定義見直しの際に、連携先のシステムを管理する卸売業者システム利用者と必要に応じてデータレイアウト等の確認を行うこと。

- ・各卸売業者の自社開発システム

卸売業者が各自自社で開発したシステムで、入荷確定、分荷決定、売渡、仕切等のファイルを作成し、新システムにファイル送信する。

1.5. 情報セキュリティ要件

(1) 基本要件

本業務に係る作業を実施するにあたり、「新潟市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針」、「新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例」その他関係法令を遵守すること。

(2) 詳細要件

①ユーザ認証に関する要件

本システムへのアクセスは、システム利用者 ID 及びパスワードにより行えるものとする。一定時間操作を行わない場合はシステムから自動でログアウトすること。

②アクセス制御に関する要件

ID 及びパスワードにより、本システムの機能へのアクセスを制御すること。卸売業者については、必要なファイルのみダウンロードするように制御すること。

③権限管理に関する要件

ユーザ ID を基にして、本システムの機能に対するアクセス権限情報の管理を行うことができること。

④ウイルス対策に関する要件

各サーバにウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

パターンファイルの更新作業は、システム運用保守業務内で実施すること。

情報機器の修正プログラムについては、適用可能可否を判断の上適用すること。

⑤アクセスログに関する要件

ログ収集機能を整備し、本システムの安全な運用に必要なログを収集すること。

ユーザ名、利用日時、操作内容、アクセス失敗の記録等についてログを収集し、3年間保管する。ログの保管場所はサーバでなくても構わない。

異常なアクセス数やデータ量の通信等の有無について、運用保守のなかで乙が定期的を確認し、懸念点があれば甲に通知を行うこと。

1.6. データ要件

(1) データベース一覧

| データベース名 | 利用頻度 | 原データ | 集計結果データ | マスタデータ | データベース概要 |
|----------------|------|------|---------|--------|----------------------------|
| 産地コードマスタテーブル | 日毎 | | | ○ | 集計用コードマスタテーブル |
| 商品コードマスタテーブル | 日毎 | | | ○ | 集計用コードマスタテーブル |
| 仕入元業種区分マスタテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスタテーブル |
| 販売先業種区分マスタテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスタテーブル |
| 仕入方法区分マスタテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスタテーブル |
| 販売方法区分マスタテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスタテーブル |
| 入荷確定データ | 日毎 | ○ | | | 日報（卸売予定数量）の原データテーブル |
| 仕切データ | 日毎 | ○ | | | 販売原票の原データテーブル |
| 売渡データ | 日毎 | ○ | | | 販売原票及び日報、月報、年報の集計の原データテーブル |
| 日報テーブル | 日毎 | ○ | ○ | | 「日報」作成用テーブル |
| 月報テーブル | 月毎 | ○ | ○ | | 「月報」作成用テーブル |
| 年報テーブル | 年毎 | ○ | | | 「年報」作成用テーブル |

(2) データベース要件

| データベース名 | 主要項目 |
|--------------|--|
| 産地コードマスタテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> 場内業者コード 出荷者コード（卸売業者社内コードによ |

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> る) ● 産地コード ● 県内／県外区分 など |
| 商品コードマスタテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 場内業者コード ● 商品コード (卸売業者社内コード) ● 標準品名コード (生鮮 EDI 標準コード) ● 標準品名コード (市場コード) など |
| 仕入元業種区分マスタテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮区分 ● 仕入元業種コード ● 仕入元業種名 など |
| 販売先業種区分マスタテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮区分 ● 販売先業種コード ● 販売先業種名 など |
| 仕入方法区分マスタテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 仕入方法区分コード ● 仕入方法区分名 など |
| 販売方法区分マスタテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 販売方法区分コード ● 販売方法区分名 など |
| 入荷確定データ | 生鮮品 EDI 標準メッセージに準拠。 |
| 仕切データ | 生鮮品 EDI 標準メッセージに準拠。 |
| 売渡データ | 生鮮品 EDI 標準メッセージに準拠。 |
| 日報テーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 品目 ● 産地 ● 数量 ● 金額 など |
| 月報テーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 品目 ● 産地 ● 数量 ● 金額 など |
| 年報テーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 品目 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 産地 ● 数量 ● 金額 など |
|--|--|

17. 納入条件

次に掲げる作業に要する費用は、事前調査・調整を含めすべて乙の負担とする。なお、納入作業にあたっては、新潟市庁舎等管理規則並びに設置場所の管理者が別に定める管理規則等を遵守するとともに、詳細については事前に甲と協議すること。

(1) 機器の搬入・搬出・設置作業

- ①物品については、甲の指定する場所へ搬入・設置すること。
- ②搬入・設置の際に発生する梱包材を回収・処分すること。
- ③上記①における設置作業には、既設サーバラックへの設置、電源への接続、導入機器等間の接続及び甲の場内ネットワークへの接続を含めるものとし、設置に要するケーブル等は乙が準備するものとする。

(2) 作業範囲

上記(1)に掲げる作業において、甲乙の作業範囲は以下を予定している。

| No. | 作業内容 | 作業対応者 | |
|-----|------------------------|------------|------------|
| | | 甲 | 乙 |
| 1 | 要件定義見直し・設計・開発 | | ◎ |
| 2 | テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト） | | ◎ |
| 3 | テスト（運用テスト） | ◎ | ○ テスト支援 |
| 4 | 移行 | ○ 現行データ | ◎ |
| 5 | ハードウェア調達 | | ◎ |
| 6 | ソフトウェア調達 | | ◎ |
| 7 | ハードウェア仮設置・設定 | | ◎ |
| 8 | ソフトウェア設定 | | ◎ |
| 9 | 基盤のセットアップ | | ◎ |
| 10 | 教育・研修 | ○ | ◎ |
| 11 | 調達機器等の説明 | | ◎ |
| 12 | ハードウェア本設置 | | ◎ |
| 13 | 運用保守 | | ◎ |

◎：主担当 ○：従担当

(3) 成果物

乙は、下記表に示す成果物について、Microsoft Office 製品または PDF 形式で作成の上、CD-R 等に格納したものと紙面に印刷したものの 1 セットにして納入すること。

また、下記表に示す成果物の統合及び下記表の成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、甲乙で協議し、あらかじめ成果物の名称及び内容、納入期日等を決定の上、作成すること。

なお、成果物の作成にあたり、同一の納入期日の成果物は 1 冊にまとめ、各ドキュメントの概要を記載したドキュメントを表紙とし、各ドキュメントにインデックスを付すること。用紙サイズは原則として日本工業規格 (JIS) で定める A4 版とし、言語は日本語とする。

| No. | 名称 | 内容 | 納入期日 |
|-----|----------------------|----|------------------|
| 1 | プログラムおよびソースコード一式 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 2 | 作業計画書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 3 | 要件定義書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 4 | 基本設計書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 5 | 詳細設計書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 6 | テスト仕様書・結果報告書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 7 | 議事録 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 8 | システム構成図 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 9 | 納入機器一覧表 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 10 | サーバラック構成図 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 11 | ハードウェア構成図 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 12 | 設定パラメータ | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 13 | 試験成績書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 14 | 運用保守作業計画書 | | 令和 7 年 10 月 31 日 |
| 15 | 運用保守作業報告書 | | 運用保守作業の都度 |
| 16 | 障害等発生報告書 | | 障害等発生の都度 |
| 17 | システム操作説明書 (甲用) | | 運用テスト前 |
| 18 | システム操作説明書 (卸売業者用) | | 運用テスト前 |

※その他の関係書類

(4) 動作保証

納入物はすべて使用可能状態にして納品すること。

18. 納入時期

(1) 上記17(3)の1~14は、令和7年10月31日までに納入すること。

(2) 上記17(3)の17~18は、甲が指定する時期とする。

19. 納入機器等の不適合について

この導入機器等がシステム稼働日から1年以内に業務内容に適合しないと確認された場合は、当該機器を補修、入替若しくは不足分を納入、又は契約金額を減額すること。

20. システム運用保守作業範囲

(1) 運用保守の概要・範囲

新システムが正常な機能及び性能を保つように、プログラム、パッケージソフトウェア及びハードウェアの運用保守を行う。

(2) 運用保守作業内容

作業内容の想定については、以下のとおり。実際の内容は運用開始までに、甲乙との協議のうえ確定する。

| 分類 | 作業項目 | 作業項目詳細 | 作業実施者 |
|------|----------|--------------------------------------|-------------|
| 運用 | 停電時等対応 | サーバ停止 停止確認 | 乙※ |
| | | サーバ電源投入 稼働確認 | 乙※ |
| | セキュリティ監視 | ウイルス感染監視 (自動) | (ウイルス対策ソフト) |
| | | 感染時対応 | 乙 |
| | バックアップ管理 | データのバックアップ | (システム) |
| | ジョブ管理 | ジョブ実行・アラート表示 (自動) | (システム) |
| | ユーザ情報管理 | ユーザ作成、変更、削除 | 甲 |
| | | ユーザロック解除・パスワード初期化 | 甲 |
| | ハードウェア管理 | ハードウェアの点検 (定期点検のタイミング) | 乙 |
| | | サーバの使用容量の確認 (定期点検のタイミング) | 乙 |
| | | 過去データの削除 (定期点検のタイミング) (甲の同意のもと実施) | 乙 |
| | ヘルプデスク | 問合せ受付・回答・FAQ作成 | 乙 |
| | 障害対応 | インシデント管理 | 乙 |
| 障害対応 | | 乙 | |
| 保守 | プログラム保守 | プログラム不具合調査 | 乙 |
| | | プログラム修正 動作確認 | 乙 |

| | | | |
|--|--------------|-------------------|---|
| | ハードウェア 保守 | ハードウェア不具合調査 | 乙 |
| | | ハードウェア修理・部品交換等の復旧 | 乙 |
| | 報告 | 作業報告書（保守作業の都度） | 乙 |

※手順に関するマニュアル等があれば、甲でも可能とする。

2.1. 保守条件

保守条件は、下記を満たすこと。

- (1) 保守の日時は、甲の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日及び12月31日から翌年の1月4日までの日は除く。）の9時から17時までを基本とする。ただし、緊急な対応が必要な障害または重大な障害が発生した場合は、この限りではない。なお、開庁日及び緊急時の連絡先を甲に報告すること。
- (2) 新システム稼働後にプログラムに本仕様書及び要件定義書・設計書を満たさない部分が見つかった場合、甲と協議のうえ、プログラム修正等必要な対応を行うこと。なお、構築期間終了後の翌日から起算して1年を経過する日以前に瑕疵が見つかった場合は、構築作業の瑕疵担保責任として、必要な対応を行うこと。
- (3) 乙は、導入機器等の調整又は部品の交換を行うなどの所要の保守を、甲の指示により実施すること。
- (4) 乙は、導入機器等が故障、機能停止等の異常が発生した場合には、甲からの指示に基づき直ちに担当者を当該機器等の設置場所に派遣し、復旧させること。また、乙は故障修理時に必要と認めた場合には、導入機器等の点検と調整を併せて実施するものとする。
- (5) 乙は、上記(4)の作業でハードディスクの交換を行った場合、交換したハードディスクの内容が読み取られないよう、交換後速やかにデータ消去を行うこと。データ消去ができない場合には磁氣的または物理的破壊によりデータが読み出せない状態にすること。
- (6) 乙が、故障修理時又は点検、調整時に導入機器等の部品を交換した場合には、取り外した部品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- (7) 乙は、障害対応・保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用を負担し、生じた梱包等の廃棄物は、責任を持って処分すること。

2.2. 導入機器の管理等

甲は、あらかじめ乙が確認した導入機器の設置場所の動作環境等を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって導入機器を管理するものとする。

23. セキュリティの保全

乙は、本業務の履行にあたり、「新潟市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針」とともに次の事項を遵守し、甲の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例」等、甲が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

また、本業務を履行する者、その他の者に以下の事項を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。

- (1) 乙は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。
- (2) 乙は、この業務について、全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 乙は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ甲が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (4) 乙は、成果物の納入前に事故が発生した時は、その事故発生に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を甲に報告し、応急措置を加えた後、書面により甲に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。
- (5) 乙は、成果物、記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

24. その他の留意事項

- (1) 契約終了後、この契約に関する業務評価を行う。
- (2) 導入機器の納品にあたっては、事前に日程及び搬入等について甲の担当者との協議し、その指示に従うこと。
- (3) 乙が供給するハードウェアは、未使用のものであること。中古または中古部品を使用したものは、一切認めない。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議し定めること。
- (5) 業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合がある。

別添 1 帳票一覧

○：出力対象 -：不要

| ID | MSG | 帳票(又は)データ名 | 用途 | ファイル形式 | | | | | |
|-------|-----|--------------------|----|--------|----|----|-----|----|----|
| | | | | CSV | | | PDF | | |
| | | | | 青果 | 水産 | 花き | 青果 | 水産 | 花き |
| OD05 | R31 | 販売原票 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OR01 | S01 | 生鮮別(毎)卸売予定数量 | 日報 | ○ | ○ | - | - | - | - |
| OR02 | S02 | 生鮮別(毎)取引方法別卸売結果 | 日報 | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| OR03 | S03 | 卸売業者別(毎)卸売予定数量 | 日報 | ○ | ○ | - | - | - | - |
| OR04 | S04 | 卸売業者別(毎)取引方法別卸売結果 | 日報 | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| OM01 | R05 | 卸売状況 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM02 | R06 | 月別総取扱高表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM04 | R08 | 主要品目数量・平均単価比較表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM05 | R09 | 種別・日別取扱高表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM06 | R10 | 主要品目県内・県外対比表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM07 | R11 | 品目別取扱高順位表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM08 | R12 | 産地別取扱高順位表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM09 | R13 | 産地別合計表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OM10 | R14 | 品目別合計表 | 月報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY01 | R17 | 月別取扱高表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY02 | R18 | 年別取扱高表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY05 | R21 | 受託・買付別取扱高・月別一覧表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY06 | R22 | 種別・入荷先別取扱数量一覧表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY07 | R23 | 業種別・月別売上高一覧表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY08 | R24 | 品目別取扱高順位表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY09 | R25 | 産地別取扱高順位表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY10 | R26 | 主要品目県内・県外対比表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY12 | R28 | 産地別及び月別取扱高表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY13 | R29 | 品目別・月別取扱高表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| OY14 | R30 | 品目別・産地別及び月別取扱高表 | 年報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 卸売状況(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 月別総取扱高表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 主要品目数量・平均単価比較表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 種別・日別取扱高表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 主要品目県内・県外対比表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 品目別取扱高順位表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 産地別取扱高順位表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 産地別合計表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 品目別合計表(卸別) | 月報 | - | ○ | - | - | - | - |
| | | 品目別・月別平均価格比較表 | | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| | | 販売先企業別取扱高推移 | | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| | | 販売先企業別売上高推移 | | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| ファイル数 | | | | 28 | 37 | 26 | 21 | 21 | 21 |
| | | | | 91 | | | 63 | | |

新潟市中央卸売市場取引情報

システム

— 要件定義書 —

令和 6 年 7 月

新潟市農林水産部中央卸売市場

目 次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| I. システム概要 | 1 |
| 1. システム構成概要 | 1 |
| 2. システム運用概要 | 8 |
| (1) 開設者システムにおいて電子化する対象業務 | 10 |
| (2) 生鮮標準 EDI メッセージの利用方法 | 12 |
| (3) 業者間のデータ交換を含めた標準 EDI の活用イメージ | 16 |
| II. 市況・統計管理システムの開発 | 17 |
| 1. 作業の概要 | 17 |
| (1) 目的 | 17 |
| (2) 対象業務の概要 | 17 |
| (3) システム化の範囲 | 17 |
| (4) 作業内容 | 17 |
| 2. システム開発概要 | 18 |
| (1) システム機能 | 18 |
| (2) 画面 | 24 |
| (3) 帳票 | 27 |
| (4) データベース | 29 |
| (5) 外部インターフェイス | 41 |
| 3. システム稼働・開発環境 | 42 |
| 4. 特記事項 | 43 |
| (1) 参照すべき基準 | 43 |
| III. 市場内情報掲示板システムの開発 | 44 |
| 1. 作業の概要 | 44 |
| (1) 目的 | 44 |
| (2) 対象業務の概要 | 44 |
| (3) システム化の範囲 | 44 |
| (4) 作業内容 | 44 |

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 2. | システム開発..... | 45 |
| (1) | システム機能 | 45 |
| (2) | 画面 | 46 |
| (3) | 帳票 | 48 |
| (4) | データベース | 48 |
| (5) | コンテンツ概要（サーバで自動作成するもの） | 49 |
| (6) | コンテンツ作成要件（サーバで自動作成するもの） | 49 |
| 3. | システム稼働・開発環境..... | 50 |

IV. 卸売場情報揭示システムの開発..... 51

| | | |
|-----|------------------|----|
| 1. | 作業の概要 | 51 |
| (1) | 目的 | 51 |
| (2) | 対象業務の概要..... | 51 |
| (3) | システム化の範囲 | 51 |
| (4) | 作業内容 | 51 |
| 2. | システム開発..... | 52 |
| (1) | システム機能 | 52 |
| (2) | 画面 | 53 |
| (3) | 帳票 | 57 |
| (4) | データベース | 57 |
| 3. | システム稼働・開発環境..... | 58 |

V. 運用保守作業範囲..... 59

I. 保守条件..... 60

II. 導入機器の管理等..... 60

本書は、新潟市中央卸売市場において運用している取引情報システム（以下、「開設者システム」という。）の「要件定義」について記述するものである。

I. システム概要

1. システム構成概要

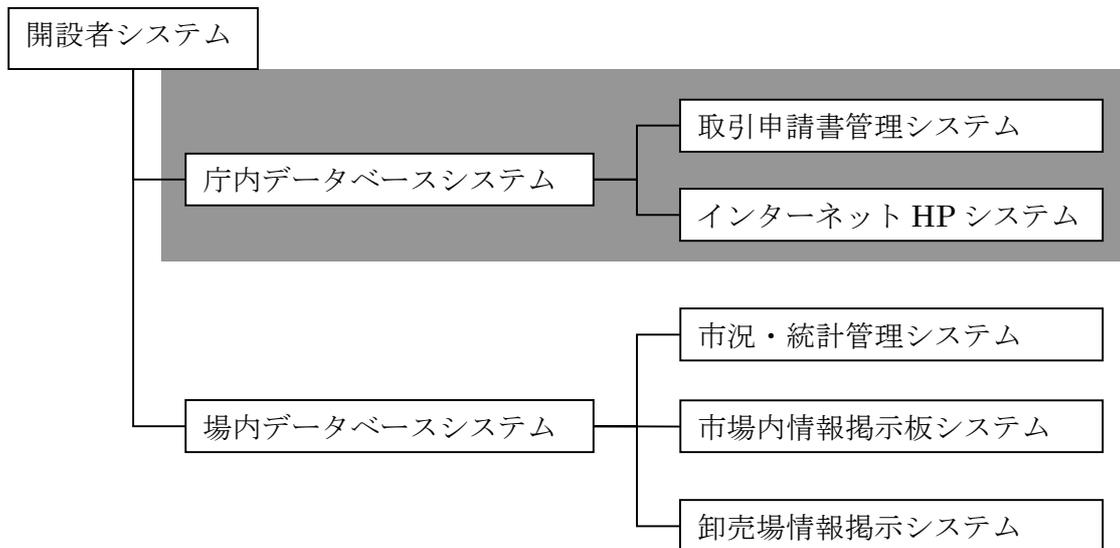
開設者システム全体のサブシステム構成図は、図 I-1 のとおりである。

このうち、本開発で対象とするのは以下のサブシステムである。

- 市況・統計管理システム
- 市場内情報掲示板システム
- 卸売場情報掲示システム

表 I-1 開設者システムにおけるサブシステムの概要一覧

| サブシステム名 | 概要 |
|--------------|--------------------|
| 市況・統計管理システム | 開設者における市況・統計作成システム |
| 市場内情報掲示板システム | 開設者、入場業者の情報連絡システム |
| 卸売場情報掲示システム | 開設者による市況等の公表システム |



(注) 網掛け部分は新潟市システム。

図 I-1 開設者システムにおけるサブシステム一覧

開設者システムの全体構成は次図のとおりである。

新潟市保有の基盤環境については場内 LAN から新潟市ネットワーク経由でアクセスできる前提として記載する。

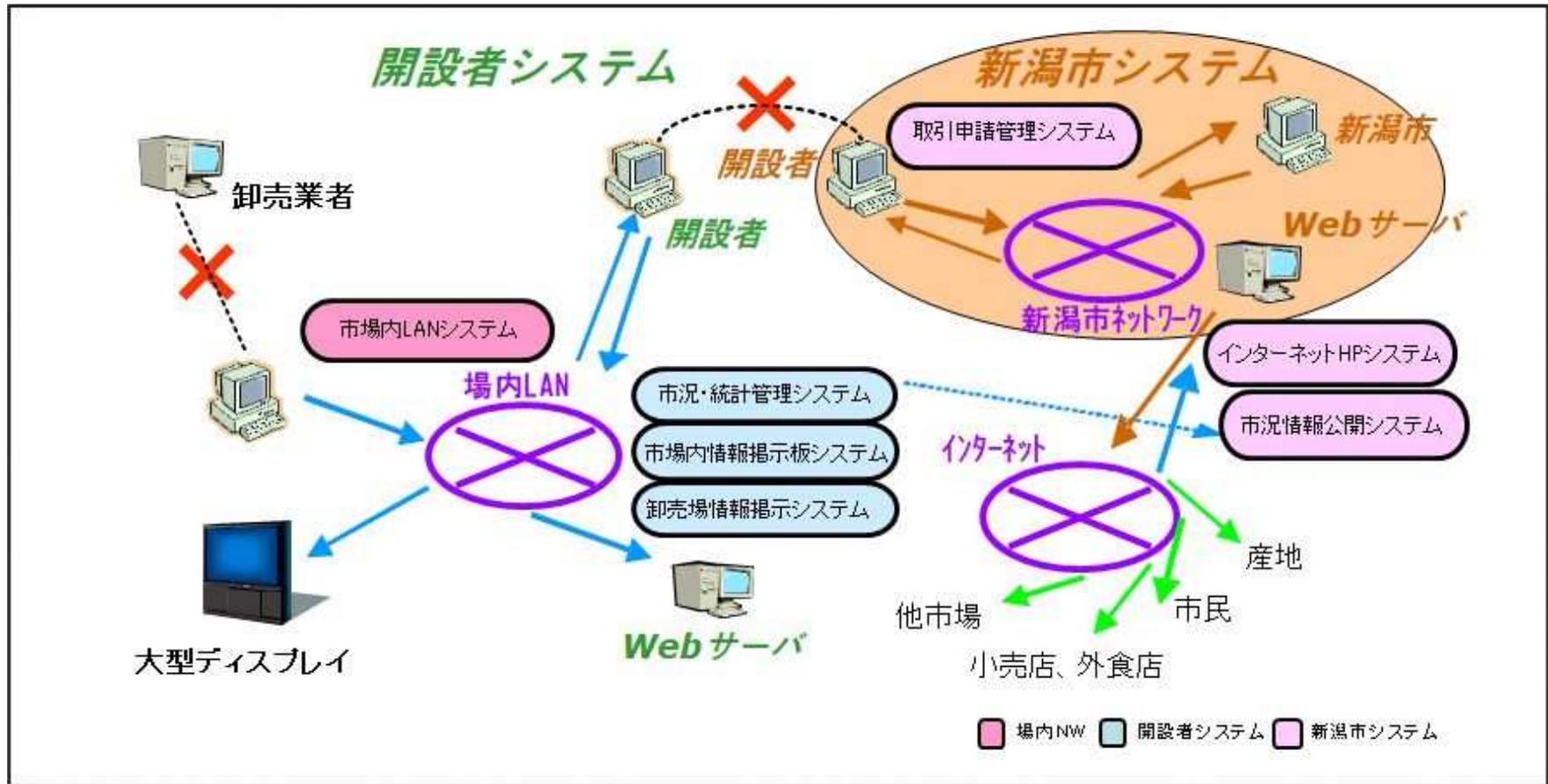


図 I-2-1 開設者システムの全体構成イメージ図 (オンプレミス)

市況・統計管理システムは、開設者における市況・統計作成システムである。卸売業者より提出される卸売予定数量データおよび販売データを元に、市況データおよび統計データを作成し、各サブシステムへデータ配信するしくみである。

市場内情報掲示板システムは、開設者および入場業者の情報連絡システムである。場内 LAN に接続された PC 端末を介して情報交換を行うしくみであり、複数の場内業者向けの情報伝達を目的とする掲示板機能を備えるとともに、提供情報の 1 つとして市況・統計管理システムで作成される市況データを掲載する。

卸売場情報掲示板システムは、開設者による市況等の公表システムである。市況・統計管理システムにより作成された市況データを場内 LAN を介して市況・統計管理システムサーバと接続された卸売場の大型ディスプレイへ表示するしくみである。

また、新潟市システムのインターネットシステムによりインターネット上へ一般に公開される市況・統計情報も、市況・統計管理システムにより作成されるデータを市のサーバへ登録し閲覧できるようにするしくみである。

これらのデータの流れの観点からサブシステムの連関を示すと図 I-3 のようになる。

- ①：市況・統計管理システム
- ②：卸売場情報掲示システム
- ③：市場内情報掲示板システム
- (④)：インターネットシステム

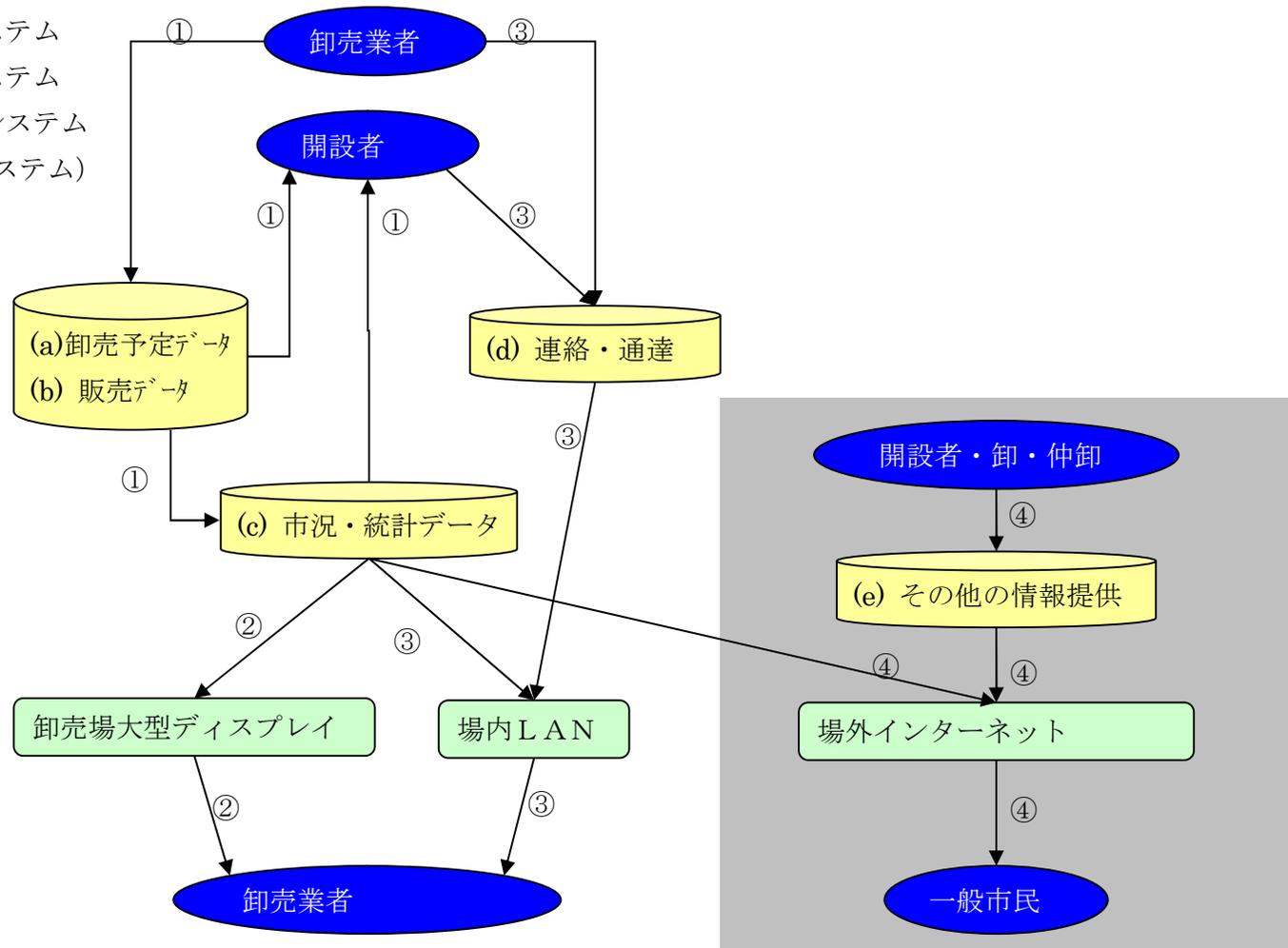
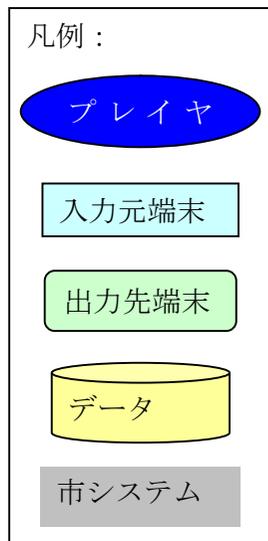
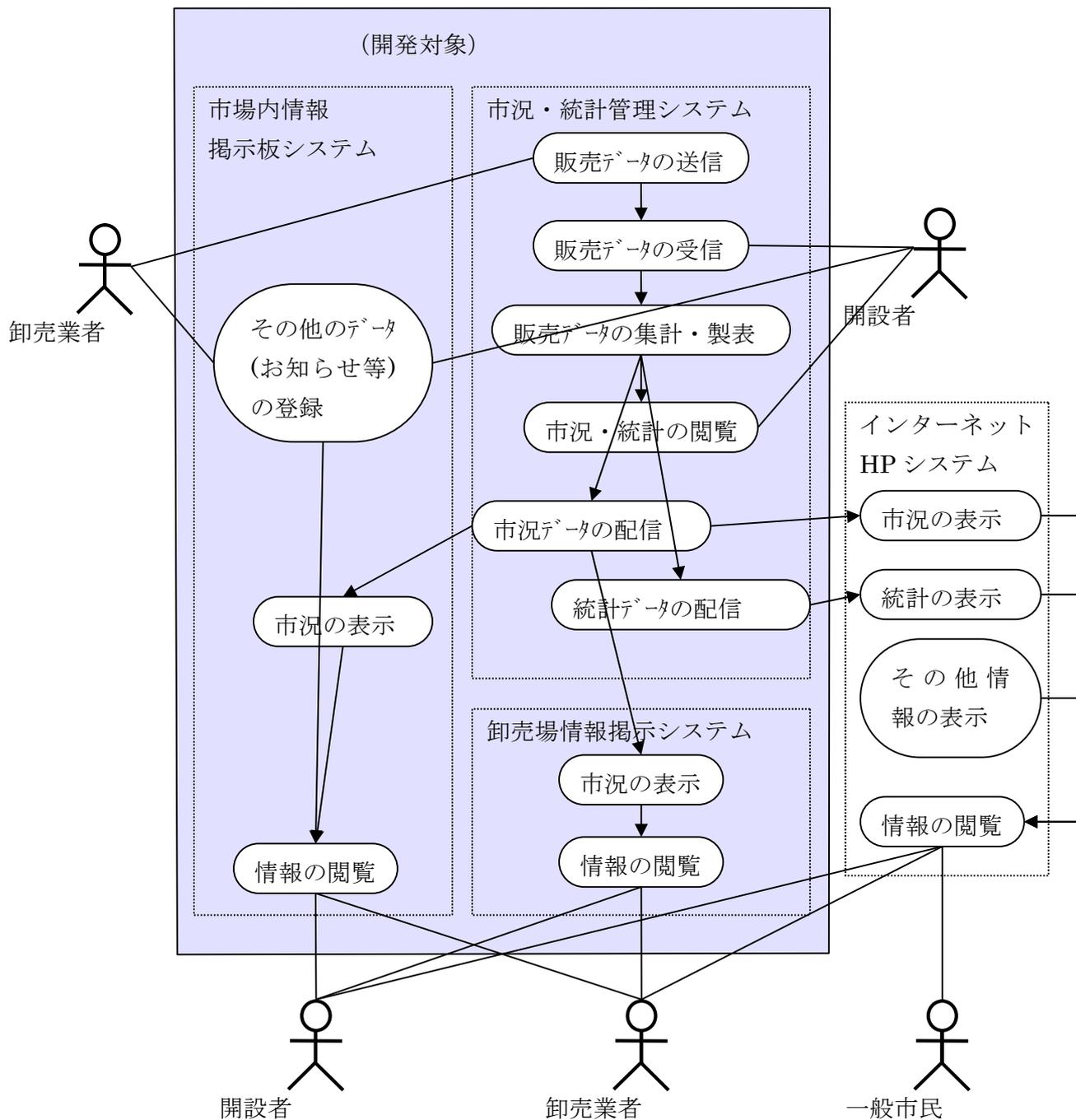


図 I-3 開設者システムにおけるサブシステム関連図

開設者システムの主な機能とユーザの関係(ユースケース図)は次図のとおりとなる。

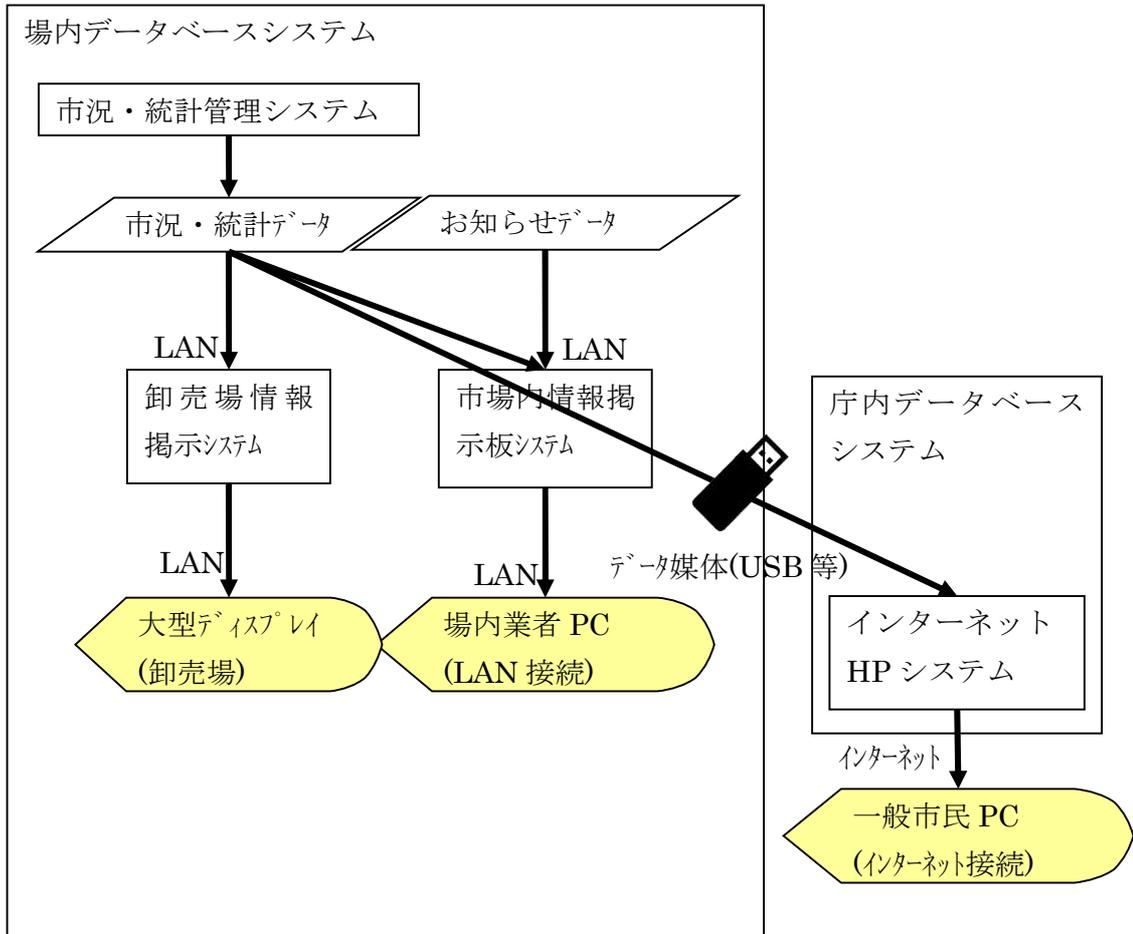
図 I-4 開設者システム(場内データベースシステム)の主なユースケース図

Z



また、開設者システムのアプリケーション部と表示端末機器の対応は、次図のとおりである。

図 I-5 開設者システムのアプリケーション部と表示端末機器の対応図



開設者システムにおける情報種別提供先は、次表のとおりである。

表 1-2 情報種別提供先

| 情報種別 提供先および利用 H/W | | 市況 | | | | 連絡・通達 |
|----------------------|-------------|-----|------|------------------------|-----|-------|
| | | 入荷量 | 取引結果 | 卸売業者別 販売方法別 取引結果 | 統計 | |
| 卸売業者 | 場内LAN | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ |
| | 卸売場大型ディスプレイ | ◎ | ◎ | ◎ | × | × |
| | インターネット | (◎) | (◎) | (◎) | (◎) | — |
| 一般市民 | インターネット | (◎) | (◎) | (◎) | (◎) | — |

◎：入手可、(◎)：庁内インターネット HP システム。

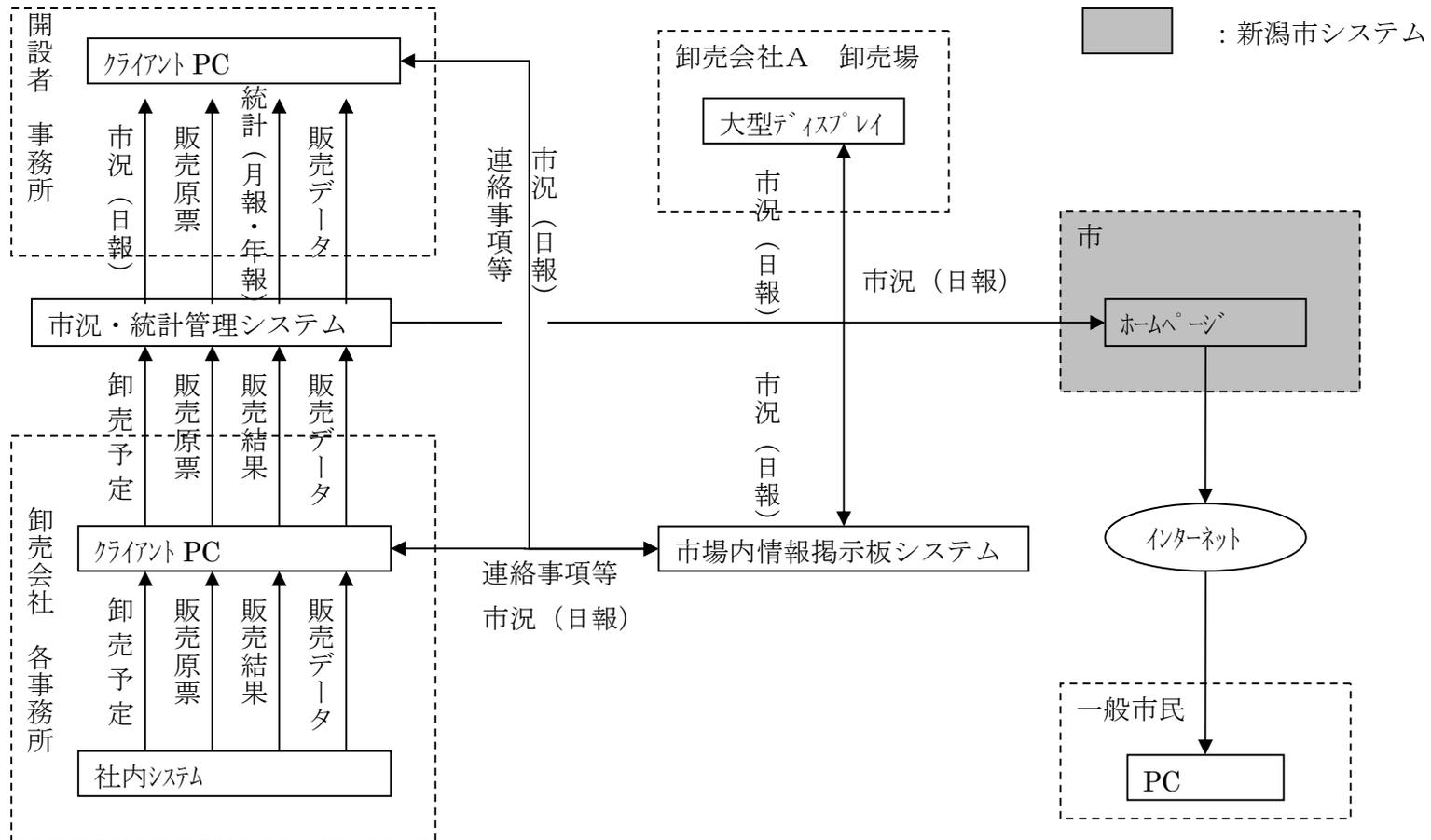
×：入手不可

—：対象外

2. システム運用概要

開設者システム対象業務の運用環境図は次ページのようになる。

図 I-6 開設者システム対象業務の運用環境図



(1) 開設者システムにおいて電子化する対象業務

開設者システム（市況・統計管理システム、市場内情報掲示板システム、卸売場情報掲示システム）により電子化される対象業務は、以下のとおりである。

(ア) 市のホームページでの市況・統計データの公開

- 市況・統計を市のホームページにて電子データで配信する。
- 卸売業者より日々送信される原データを元に開設者サーバで自動集計し、市況・統計データを自動作成する。

(イ) 販売原票の提出

- 販売原票データを電子データで開設者へ提出可能とする。

(ウ) 卸売場情報掲示板での市況表示

- 卸売業者より提出される卸売予定数量および販売データを集計して、市況データ（卸売予定数量、販売結果）を作成し、卸売場に設置する大型ディスプレイに表示する。

(エ) 通達等の連絡事項の配付

- 通達等の連絡事項を、場内LANを介して電子的に伝達するしくみとし、場内業者へ配付するPCにて閲覧およびデータ登録を可能とする。

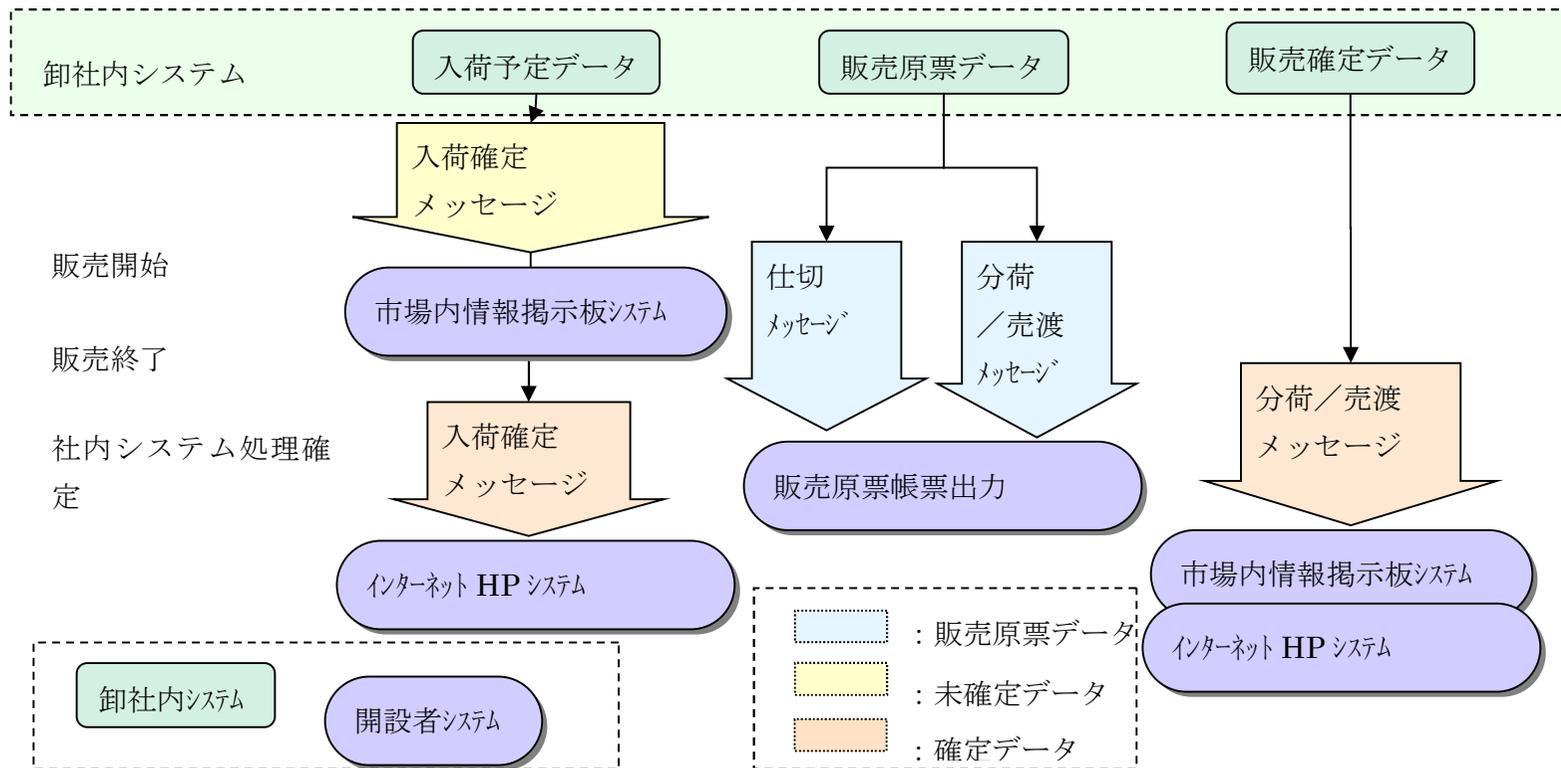


図 I-7 卸社内データと標準 EDI メッセージとの対応および運用スケジュールのイメージ

(2) 生鮮標準 EDI メッセージの利用方法

(ア) 市況・統計および販売原票における標準 EDI の活用

本システムで作成する市況データは「卸売予定数量」および「販売結果」であり、同統計データは「月報」および「年報」である。

市況データのうち、「卸売予定数量」は標準 EDI の「入荷確定情報」から作成し、「販売結果」は標準 EDI の「分荷決定、売渡情報」から作成する。また、統計データはいずれも標準 EDI の「分荷決定、売渡情報」から作成する。

販売原票は、現行の条例施行規則に基づき、仕入情報と販売情報を記載する必要があるため、標準 EDI の「仕切情報」と「分荷決定、売渡情報」から作成する。

ただし、花卉卸売業者からは標準 EDI ではなく、卸売業者独自 CSV データから作成する。また、受領対象は「販売結果」のみとなるため、可能な範囲で市況データおよび統計データを作成する。

表 I-3 市況・統計データと EDI メッセージの対応

| 品目 | 市況 | | 統計(月報、年報) | 販売原票 |
|----|---------|-----------|-----------|-----------------|
| | 卸売予定数量 | 販売結果 | | |
| 青果 | 06 入荷確定 | 08 分荷決定 | 08 分荷決定 | 08 分荷決定、12 仕切 |
| 水産 | 03 入荷確定 | 05 売渡(分荷) | 05 売渡(分荷) | 05 売渡(分荷) 04 仕切 |
| 花き | — | 独自 CSV | 独自 CSV | 独自 CSV |

表 I-4 市況・統計における集計項目と EDI メッセージデータ項目の対応イメージ

| 開設者システムの 集計項目 | 標準メッセージ (青果の「12仕切」の例) | 日報 | 月報 | 年報 |
|---------------------------|---|----|----|----|
| 生鮮3品 | 40商品コード | ● | ● | ● |
| 品目(大) | | ● | ● | ● |
| 品目(小) | | ● | ● | ● |
| 商品名 | | ● | ● | |
| 産地(県、国) | 14原産地コード | ● | ● | ● |
| 地域 ★ | (33出荷元コード-1 または 36出荷元コード-2 より 予め作成の対応テーブルにて変換) | | | ● |
| 年、月、日 | 11販売年月日 | ● | ● | ● |
| 数量 | 60仕切荷姿数量 | ● | | ● |
| 単位 | 59仕切荷姿容量 | ● | | ● |
| 金額 | 61仕切荷姿単価 | ● | | ● |
| 委託/買付 | 17販売区分 | | | ● |
| 仕入先業種 ★ (系統/商人/住人) | (33出荷元コード-1 または 36出荷元コード-2 より予 め作成の対応テーブルにて変換) | | | ● |
| 販売先業種 ★ (仲卸/売買参加者/その他) | (「08分荷決定」メッセージの18取得先コード より予 め作成の対応テーブルにて変換) | | | ● |
| その他 (前日、前月、前年比%等) | (前日、前月、前年のデータより算出) | ● | ● | ● |

(イ) 社内データ項目と開設者データ項目（EDI メッセージデータ項目）の対応付けについて

卸売業者より開設者システムヘデータを送信する際には、卸売業者の社内データを EDI メッセージへマッピングし、CSV 形式でファイルを作成する。

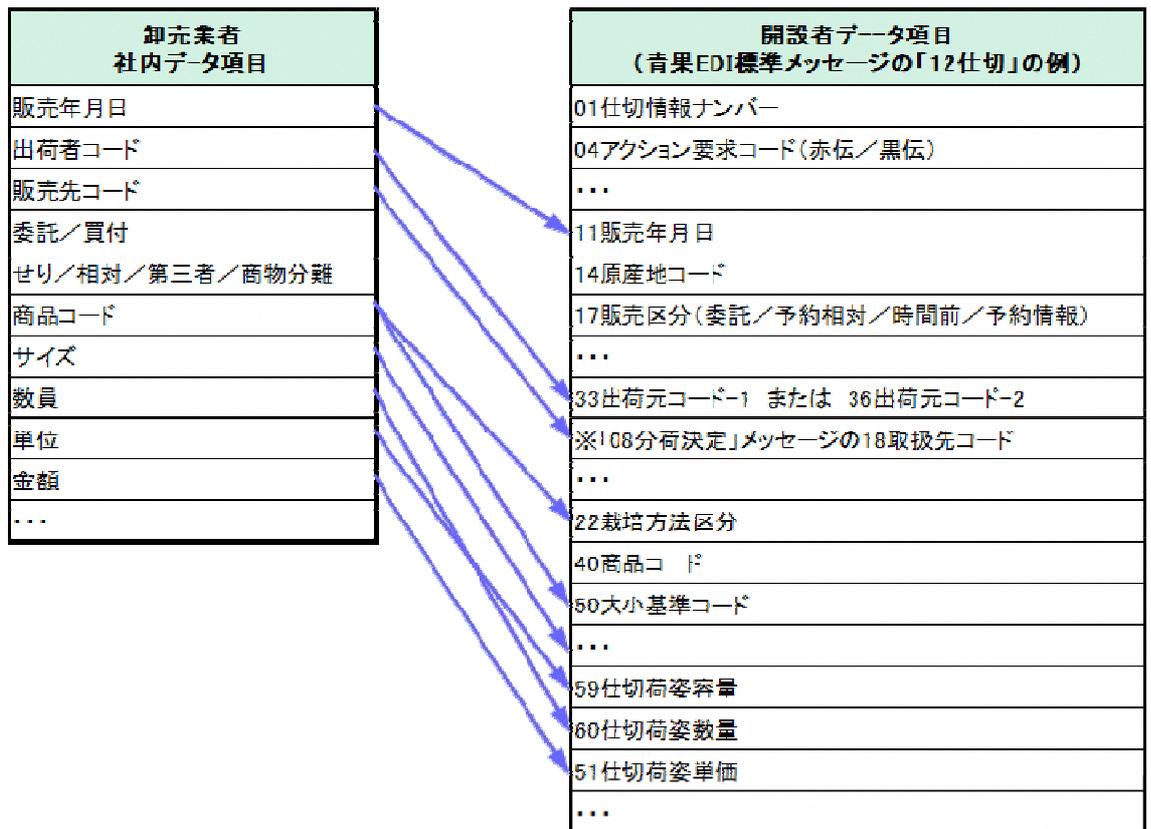


図 I-8 社内データ項目から EDI メッセージデータ項目へのマッピングイメージ

(ウ) 商品コードの変換イメージ

市況・統計では、開設者が予め定めた品名（開設者コード）単位で集計を行うが、卸売業者から開設者へデータを送信する際には、社内コードを一旦標準コードに変換して送信を行う。開設者では受信したデータの標準コードを開設者コードへ変換してから集計を行う。このしくみにより、社内コードまたは開設者コードのいずれか一方に変更が生じた場合にも、変更が生じた側のみコードメンテナンスを行えばよいことになる。

表 I-5 社内コードー標準コードー開設者コードの対応イメージ

| | 社内コード | 標準コード | 開設者コード |
|---------|-------|---------------|--------|
| だいこん | 10011 | 4922301000007 | 1001 |
| 土付だいこん | 10012 | 4922301010006 | |
| 聖護院だいこん | 10013 | 4922301050002 | |
| 葉付だいこん | 10014 | 4922301060001 | |
| 青首だいこん | 10015 | 4922301200001 | |
| ... | | ... | |
| なす | 10071 | 4922343000003 | 1043 |
| 水なす | 10072 | 4922343020001 | |
| べい茄子 | 10073 | 4922343200007 | |
| 白茄子 | 10074 | 4922343080005 | |
| 長なす | 10075 | 4922343300004 | |
| ... | | ... | |

変換

変換

卸でメンテナンス

開設者でメンテナンス

(3) 業者間のデータ交換を含めた標準EDIの活用イメージ

今回対象となるのは、開設者が市況・統計データを作成するために、卸売業者から開設者へ送信する報告データのみであるが、本システムでデータ送信の際のデータ書式として採用している標準EDIは、本来、業者間の取引データを交換する目的で開発されたものであり、将来的に、業者間で商取引EDIシステムを構築する場合にも、今回開発する市況・統計システムのしくみを流用することが可能である。

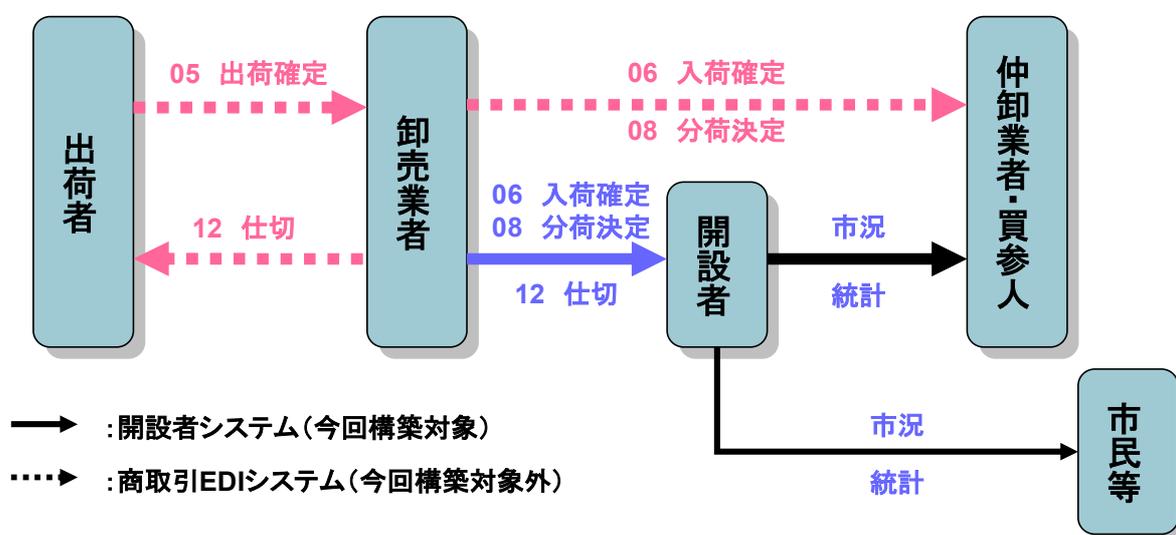


図 I-9 業者間のデータ交換を含めた標準EDIの活用イメージ

II. 市況・統計管理システムの開発

1. 作業の概要

(1) 目的

卸売市場法等により、開設者は中央卸売市場の市況を販売日毎に公表することが義務づけられている。また、この他にも開設者では、市場経営等の基礎資料として必要となる月報や年報等の各種統計の作成、公表を行っている。

市況・統計管理システムの導入により、これらの統計の作成および公表を自動化することにより、開設者におけるこれらの作業にかかる業務負荷を軽減するとともに、これらの統計の利用者である市民等に対して、よりタイムリーかつ利用しやすい手段により情報提供を行うことを目的とする。

(2) 対象業務の概要

開設者は、販売日毎に卸売業者から卸売予定数量や販売結果に関するデータを受取り、市況・統計管理システムで集計を行い、処理したデータをチェックした後に市況（日報）として公表している。また、月報や年報といった統計を作成しており、このどちらも市況・統計管理システムにより処理している。

青果、水産物の卸売業者からは、開設者が指定するデータ形式で受取りができていたため、市況・統計管理システムに取り込み、システム処理できているが、花きの卸売業者からは、卸売業者独自のデータ形式を市場内情報掲示板システムを通じて受取っており、個別に集計ツールを開発し、販売日毎の市況を集計し公表している。そのため、市況・統計管理システムへの取込みができていない状況にある。

(3) システム化の範囲

本作業では、「1. (2) 対象業務の概要」で説明した業務のうち、卸売業者からの市況・統計の元データの自動受信、元データの集計・加工による市況・統計データの自動作成、市況・統計データの各公表先への自動配信をシステム化の対象範囲とする。

なお、各公表先は、以下を含むものとする。

- 卸売場情報掲示システム
- 庁内システムの Web サーバ（CSV にて出力したデータを手動登録する）

(4) 作業内容

本作業では、市況・統計管理システムに係るアプリケーション開発作業および機器

の調達を発注するものである。

2. システム開発概要

(1) システム機能

(ア) システム機能一覧

| 項番 | 機能名 | 機能概要 |
|----|-----------|--|
| 1 | 原データ送信機能 | 場内業者は、市況・統計の元となるデータを、場内 LAN 経由で市況・統計管理システムサーバへ送信する。 |
| 2 | 原データ受信機能 | 市況・統計管理システムサーバは、場内業者より市況・統計の元となるデータを場内 LAN 経由で受信する。 |
| 3 | エラーチェック機能 | 受信したデータのエラーチェックを行い、エラーのある場合は、エラー箇所およびエラー内容をデータ送信元の場内業者へ連絡する。 |
| 4 | データ登録機能 | エラーチェック機能により正常値であることが確認されたデータファイルを市況・統計管理システムのデータベースに登録する。 |
| 5 | 集計機能 | 市況・統計の作成に必要な集計処理を行い、集計結果データを作成する。 |
| 6 | 製表機能 | 上記の集計結果データから予め指定した書式により製表する。 |
| 7 | データ検索機能 | 任意の検索条件を指定して検索、集計を行うとともに、検索・集計結果データのファイル出力を行う。 |

(イ) システム機能の説明

(a) 原データ送信機能

- 卸売業者から開設者へデータ送信を行う機能である。
- 送信対象データは、「入荷確定情報」「仕切情報」「分荷決定、売渡情報」の3つである。
- 原データのファイル形式やデータ書式は、開設者の定める統一の形式および書式とする。具体的には、データ送信時のファイル形式およびデータレイアウトは、生鮮 EDI 標準メッセージに準拠するものとし、「入荷確定情報」「仕切情報」「分荷決定、売渡情報」の3メッセージを使用する。ただし、花き卸売業者からは標準 EDI ではなく、卸売業者独自 CSV データとし、「販売結果」のみ使用する。

- 原データで使用するコード（商品コードやシステム制御用コード等）は、開設者の定める統一のコードとする。具体的には、生鮮 EDI 標準に定められたコードに準拠するものとするが、開設者が行う業務上で必要なデータ項目については、適宜設定するものとする。
- 原データ送信機能には、以下の「自動送信機能」と「手動送信機能」を備え、場内業者が各社の運用に合わせていずれかを選択して利用できるものとする。

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|--------------|--|
| 1 | 自動送信機能 | 場内業者用クライアント PC の予め指定したフォルダに元データファイルを置くことにより、市況・統計管理システムが自動的にファイルをサーバへ取り込む。場内業者が、定時送信と一定間隔のいずれかを選択できること。 上記のフォルダに対しては、ユーザ ID およびパスワードによるアクセス制限を設定すること。 |
| 2 | 送信スケジュール設定機能 | 定時送信の際の送信時刻と、一定間隔送信の際の間隔時間を設定する。 |
| 3 | 手動送信機能 | 場内業者は場内業者用クライアント PC にて市況・統計管理システムへログインし、場内業者用クライアント PC 上の任意のファイルを指定して送信を行う。 ログインの際には、ユーザ ID およびパスワードの確認を行うこと。 |

(b) 原データ受信機能

- 開設者が卸売業者からデータを受信する機能である。
- 開設者は原データの受信状況を確認できるものとする。

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|----------|--|
| 1 | 原データ受信機能 | 場内業者からデータが送信されると市況・統計管理システムが原データを自動的にサーバへ取り込む。 |

(c) エラーチェック機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|---------------|---|
| 1 | エラーチェック機能 | 卸売業者からデータ送信する際に、予め設定したエラーチェック項目に従って原データのエラー確認を行う。送信ファイルに異常が発見された場合は、データ送信を行わない。 |
| 2 | データ確認依頼機能 | エラーチェック機能により、エラーが発見された場合は、卸売業者の送信元 PC 上にエラー状況（エラーの箇所と内容）を表示する。 |
| 3 | エラーチェック結果記録機能 | 卸売業者がエラーチェック結果を照会できるよう、エラーのログを記録する。 |

(d) データ登録機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|----------|---|
| 1 | データ登録機能 | エラーチェック機能により正常値であることが確認された原データファイルを市況・統計管理システムのデータベースに登録する。 |
| 2 | 受信連絡機能 | エラーチェック機能により正常値であることが確認された原データファイルの送信元の場内業者へ、データ受信完了を連絡する。 |
| 3 | 受信結果記録機能 | 開設者が受信結果のログを照会できるよう、受信結果を記録する。 |

(e) 集計機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 集計パターン設定機能 | 市況・統計データの集計パターン（集計品目や集計期間等の設定）を作成し、登録する。 |
| 2 | 集計タイムスケジュール設定機能 | 開設者が、市況・統計データの集計を実行するタイムスケジュール設定する。 データ登録機能と連動できること。 |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 3 | 自動集計機能 | 集計パターン登録機能および集計タイムスケジュール登録機能にて予め設定した集計を自動で実行し、集計結果データを作成する。 |
| 4 | 手動集計機能 | 集計パターン登録機能にて予め設定した集計を開設者が手動で実行し、集計結果データを作成する。 |
| 5 | 集計結果データダウンロード機能 | 自動集計機能または手動集計機能にて作成した集計結果データを開設者が、CSV形式ファイルでダウンロードする。 |

(f) 製表機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|----------------------------|--|
| 1 | 製表パターン設定機能（卸売場掲示用） | 卸売場情報掲示システムのディスプレイ表示に合わせて、市況・統計データの製表パターン（表タイトルやファイル形式等）を作成し、登録する。 |
| 2 | 製表パターン設定機能（インターネットHPシステム用） | 庁内システムの Web サーバで稼働予定のインターネット HP システムの仕様に従い、開設者が、市況・統計データの製表パターン（表タイトルやファイル形式等）を作成し、登録する。 |
| 3 | 自動製表機能 | 製表パターン登録機能にて予め設定した製表を自動で実行し、製表データファイルを作成する。 |
| 4 | 手動製表機能 | 開設者が、製表パターン登録機能にて予め設定した製表を手動で実行し、製表データファイルを作成する。 |
| 5 | 製表データダウンロード機能 | 開設者が、製表パターン登録機能にて作成した集計結果データを CSV形式ファイルまたは PDF形式ファイルでダウンロードする。 |

(g) データ検索機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|--------------|---|
| 1 | 原データファイル検索機能 | 原データファイルの作成元、原データ名、受信日、配信日等をキーにしてデータファイルの検索を開設者が行う。 |

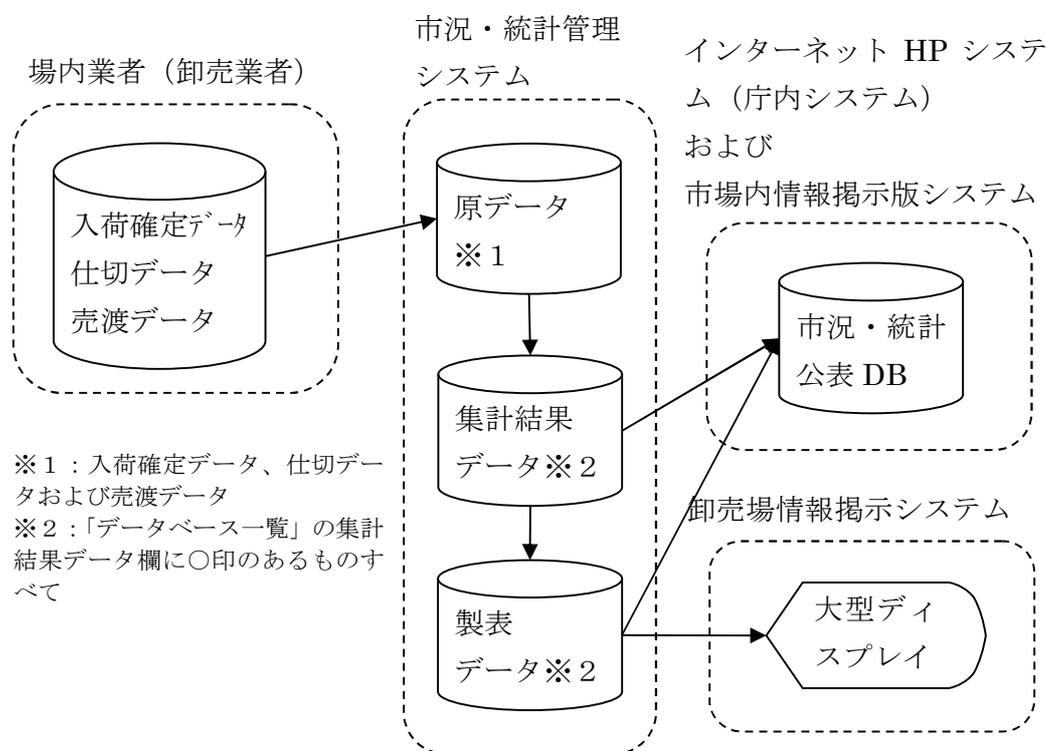
| | | |
|---|----------------------|---|
| 2 | 原データ検索機能 | 原データに含まれるデータ項目（品名、販売日等）をキーにしてデータの検索を開設者が行う。 |
| 3 | 集計結果データファイル検索機能 | 集計結果データファイルのファイル名、受信日、配信日等をキーにしてデータファイルの検索を開設者が行う。 |
| 4 | 集計結果データ検索機能 | 集計結果データに含まれるデータ項目（品名、販売日等）をキーにしてデータの検索を開設者が行う。 |
| 5 | 製表データファイル検索機能 | 製表データファイルのファイル名、受信日、配信日等をキーにしてデータファイルの検索を開設者が行う。 |
| 6 | 製表データ検索機能 | 製表データに含まれるデータ項目（品名、販売日等）をキーにしてデータの検索を開設者が行う。 |
| 7 | 検索結果データファイルのダウンロード機能 | 原データファイル検索機能、集計結果データファイル検索機能、製表データファイル検索機能で検索したファイルを開設者がダウンロードする。 |
| 8 | 検索結果データのダウンロード機能 | 原データ検索機能、集計結果データ検索機能で検索したデータ、または、製表データ検索機能で検索したデータファイルを、開設者がダウンロードする。 |

（ウ） 集計処理方式

データの集計処理方式については、開設者および場内業者（青果、水産物、花きの各卸売業者）と協議の上、以下の方式を採用している。

- 場内業者から市況・統計管理システムへ、入荷確定データ、仕切データおよび売渡データのみを送信し（中間集計データ等は送信しない）、市況・統計管理システムで一括して集計処理を行う方法とする。
- データを連絡する際の各コードは、開設者と場内業者で共有する必要があるため、場内の共通コードを設定し、送受信の都度、双方の内部システムにおけるコードとの変換を行うものとする。

図 II-1 仕切/売渡データを原データとして全ての集計処理を行う場合



(エ) 他のサブシステム等とのデータ連携

本システムで作成した集計結果データおよび製表データは、卸売場情報掲示システム、市場内情報掲示板システム、インターネット HP システム（庁内システム）の各システムから参照され、参照先の各システムでは、それぞれの表示環境に応じてデータの表示を行う。

以下に、参照先システム名、参照データおよび参照データの作成要件を示す。

| 参照先システム名 | 参照データ名 | 参照データの作成要件 |
|--------------|---|---|
| 卸売場情報掲示システム | <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者別（毎）卸売予定数量（日報） 卸売業者別（毎）取引方法別卸売結果（日報） | <ul style="list-style-type: none"> 集計データを参照し、各表示装置に自動表示する。 |
| 市場内情報掲示板システム | <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者別（毎）卸売予定数量（日報） 卸売業者別（毎）取引方法別卸売結果（日報） | |

| | | |
|-------------------------------|------------------------------|---|
| インターネット HPシステム(市内 システム) | 「(3) (ア) 帳票一覧」に記載 の全てのデータ | <ul style="list-style-type: none"> 集計データおよび製表データファイルを自動作成の上、手動でダウンロードする。 配信先システムにて、データファイルを手動でアップロードする。 |
|-------------------------------|------------------------------|---|

(2) 画面

(ア) 画面一覧(市況・統計管理システムサーバまたは開設者用クライアントPC)

| 画面グループ | 画面名 | 画面概要 |
|---------|----------|--|
| ログイン | ログイン画面 | IDおよびパスワードによりログインの許可を行う。 |
| メニュー | メニュー画面 | 機能一覧に記載の機能メニュー名を階層構造がわかるように表示する。 |
| 原データ受信 | 受信状況照会画面 | 原データの受信状況を一覧で表示する。 |
| 集計データ配信 | ダウンロード画面 | データ配信を手動で行う場合に、データを手動でダウンロードして、データ配信先のシステムにてアップロードする。 |
| データ検索 | データ一覧画面 | 原データファイル一覧、集計結果データファイル一覧、製表データファイル一覧などを表示する。 |
| | 検索条件指定画面 | ファイル検索では、各データファイルの属性について条件を入力して検索を行う。 データ検索では、各データに含まれるデータ項目について条件を入力して検索を行う。 |
| | 検索結果照会画面 | 検索結果データの内容を表示する。 |

(注) データの受信、集計、製表、配信は、すべて自動で実行されることと、集計および製表のパターンはかなり複雑な設定となるため、予めシステムに組み込む方法とする。

(イ) 画面入出力要件(市況・統計管理システムサーバまたは開設者用クライアントPC)

| 画面グループ | 画面名 | 画面概要 |
|---------|-----------|--|
| ログイン | ログイン画面 | 【入力項目】 ID、パスワード、など |
| メニュー | メニュー画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> 機能グループ名 機能名 など |
| 原データ受信 | アップロード画面 | 【入力項目】 <ul style="list-style-type: none"> 受信パターン名 ファイル名 など |
| | エラー状況照会画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> 原データ作成元名 エラー番号 エラー名 エラー内容の詳細 など |
| | 受信状況照会画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> 原データ名 原データ作成元名 受信日 受信状況 など |
| 集計データ配信 | ダウンロード画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> 集計データファイル名 製表データファイル名 など |
| データ検索 | データ一覧画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> データファイル名 データ作成日時 データファイル送受信日時 データファイル送信元先名 など |
| | 検索条件指定 | 【検索項目】(データファイル検索) |

| | | |
|--|----------|---|
| | 画面 | <ul style="list-style-type: none"> ● データファイル名 ● データ作成日時 ● データファイル送受信日時 ● データファイル送信元先名 など 【検索項目】 (データ検索) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品名 ● 販売日 など |
| | 検索結果照会画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 商品名 ● 販売日 ● 販売数量 ● 販売価格 など |

(ウ) 画面一覧 (場内業者用クライアントPC)

| 画面グループ | 画面名 | 画面概要 |
|--------|-----------|--|
| ログイン | ログイン画面 | IDおよびパスワードによりログインの許可を行う。 |
| メニュー | メニュー画面 | 機能一覧に記載の機能メニュー名を階層構造がわかるように表示する。 |
| 原データ受信 | アップロード画面 | 原データのファイル名を指定して、市況・統計管理システムサーバへのアップロードを行う。 |
| | エラー状況照会画面 | 送信した原データのエラー通知を画面やメールなどで受ける。また、依頼内容の詳細も表示する。 |
| | 受信状況照会画面 | 原データの受信状況を一覧で表示する。 |

(エ) 画面入出力要件 (場内業者用クライアントPC)

| 画面グループ | 画面名 | 画面概要 |
|--------|-----------|---|
| ログイン | ログイン画面 | 【入力項目】 ID、パスワード、など |
| メニュー | メニュー画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 機能グループ名 ● 機能名 など |
| 原データ受信 | アップロード画面 | 【入力項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 送信先名 ● ファイル名 など |
| | エラー状況照会画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 原データファイル名 ● エラー番号 ● エラー名 ● エラー内容の詳細 など |
| | 送信状況照会画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 原データファイル名 ● 原データ送信先名 ● 送信日 ● 送信状況 など |

(3) 帳票

(ア) 帳票一覧

| 帳票名 | 帳票概要 |
|------------------------|---------------------|
| 生鮮別 (毎) 販売予定数量 (日報) | 生鮮別 (毎) の販売予定数量報告書 |
| 生鮮別 (毎) 取引方法別卸売結果 (日報) | 生鮮別 (毎) の標準品販売値段報告書 |
| 卸売業者別 (毎) 卸売予定数量 (日報) | 卸売業者別 (毎) の販売予定数量報 |

| | |
|-----------------------|---------------------|
| | 告書 |
| 卸売業者別（毎）取引方法別卸売結果（日報） | 卸売業者別（毎）の標準品販売値段報告書 |
| 卸売状況 | 「月報」の同名帳票。 |
| 種別総取扱高表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 主要品目数量・平均単価対比表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 種別・日別取扱高表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 主要品目県内・県外対比表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 品目別取扱高順位表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 産地別取扱高順位表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 産地別合計表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 品目別合計表 | 「月報」の同名帳票。 |
| 月別取扱高表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 年別取扱高表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 受託・買付別取扱高・月別一覧表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 種別・入荷先別取扱数量一覧表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 業種別・月別売上高一覧表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 品目別取扱高順位表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 産地別取扱高順位表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 主要品目県内・県外対比表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 産地別及び月別取扱高表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 品目別・月別取扱高表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 品目別・産地別および月別取扱高表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 品目別・月別平均価格比較表 | 「年報」の同名帳票。 |
| 販売先企業別取扱高推移 | 「年報」の同名帳票。 |
| 販売先企業別売上高推移 | 「年報」の同名帳票。 |

(イ) 帳票入出力要件

帳票名および主な入出力項目については、表 II-1 から表 II-5 に記載のとおりとする。

(4) データベース

(ア) データベース一覧

| データベース名 | 利用頻度 | 原データ | 集計結果データ | マスターデータ | データベース概要 |
|-----------------|------|------|---------|---------|-----------------------------|
| 産地コードマスターテーブル | 日毎 | | | ○ | 集計用コードマスターテーブル |
| 商品コードマスターテーブル | 日毎 | | | ○ | 集計用コードマスターテーブル |
| 仕入元業種区分マスターテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスターテーブル |
| 販売先業種区分マスターテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスターテーブル |
| 仕入方法区分マスターテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスターテーブル |
| 販売方法区分マスターテーブル | 年毎 | | | ○ | 集計用コードマスターテーブル |
| 入荷確定データ | 日毎 | ○ | | | 日報（卸売予定数量）の原データテーブル |
| 仕切データ | 日毎 | ○ | | | 販売原票の原データテーブル |
| 売渡データ | 日毎 | ○ | | | 販売原票および日報、月報、年報の集計の原データテーブル |
| 日報テーブル | 日毎 | | ○ | | 「日報」作成用テーブル |
| 月報テーブル | 月毎 | | ○ | | 「月報」作成用テーブル |
| 年報テーブル | 年毎 | | ○ | | 「年報」作成用テーブル |

(注1) 商品コードマスターテーブルは青果／水産／花きごとにテーブルを作成する。

(注2) 原データテーブルは青果／水産／花きごとにテーブルを作成する。

(注3) 帳票テーブルは青果／水産／花きごとに帳票単位でテーブルを作成する。

(イ) データベース要件

| データベース名 | 主要項目 |
|---------------|---------|
| 産地コードマスターテーブル | 【データ項目】 |

| | |
|-----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 場内業者コード ● 出荷者コード（卸売業者社内コードによる） ● 産地コード ● 県内／県外区分 など |
| 商品コードマスターテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 場内業者コード ● 商品コード（卸売業者社内コード） ● 標準品名コード（生鮮 EDI 標準コード） ● 標準品名コード（市場コード） など |
| 仕入元業種区分マスターテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮区分 ● 仕入元業種コード ● 仕入元業種名 など |
| 販売先業種区分マスターテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮区分 ● 販売先業種コード ● 販売先業種名 など |
| 仕入方法区分マスターテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 仕入方法区分コード ● 仕入方法区分名 など |
| 販売方法区分マスターテーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 販売方法区分コード ● 販売方法区分名 など |
| 入荷確定データ | 生鮮品 EDI 標準メッセージに準拠。 |
| 仕切データ | 生鮮品 EDI 標準メッセージに準拠。 |
| 売渡データ | 生鮮品 EDI 標準メッセージに準拠。 |
| 日報テーブル | 表 II-1 に記載のとおり。 |
| 月報テーブル | 表 II-3 に記載のとおり。 |
| 年報テーブル | 表 II-5 に記載のとおり。 |

以下には、日報、月報、年報の各統計におけるデータ項目と集計方法を示す。

表 II-1 「日報（販売予定数量）」における帳票一覧およびその集計項目

| 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | その他の記載項目 |
|----------------|------|-------|-------|-----|-------------|---|----|------|------|------|------|----------|
| | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 商品名 | (県、国) 産地 | 日 | 数量 | せり数量 | 相対数量 | 残品数量 | 申請数量 | |
| 生鮮別（毎）販売予定数量 | ● | ● | ● | ● | ● | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 卸売業者別（毎）卸売予定数量 | ● | ● | ● | ● | ● | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

凡例 ●：集計単位 ○：集計結果

（注1）「生鮮3品」は青果、水産物、花きの区分、「品目（大）」は野菜、果実、加工品・その他等の区分、「品目（小）」はだいこん、かぶ、…等の区分を指す。

（注2）「数量」は全体数量、「せり数量」は販売区分がせり・入札、「相対数量」は販売区分が相対取引、「残品数量」は販売区分が第三者販売（他市場転送、契約に基づく取引、その他）、「申請数量」は販売区分が商物分離取引（商品保管場所、電子商取引、せり・入札、その他）の数量を指す。

表 II-2 「日報（取引方法別卸売結果）」における帳票一覧およびその集計項目

| 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | | その他の記載項目 |
|-------------------|------|-------|-------|-----|---------|---|----|----|----|----|----|----|------|----------|
| | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 商品名 | 産地(県、国) | 日 | 数量 | 単位 | 金額 | 高値 | 中値 | 安値 | 平均単価 | |
| 生鮮別（毎）取引方法別卸売結果 | ● | ● | ● | ● | ● | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 卸売業者別（毎）取引方法別卸売結果 | ● | ● | ● | ● | ● | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |

凡例 ●：集計単位 ○：集計結果

（注1）「生鮮3品」は青果、水産物、花きの区分、「品目（大）」は野菜、果実、加工品・その他等の区分、「品目（小）」はだいこん、かぶ、…等の区分を指す。

（注2）「単位」は一箱あたりの重量。金額、高値、中値、安値は、k gあたり単価が基本であり、単位がk g未満のものは1パックあたり単価とする。

（注3）「高値」は最も高い価格、「中値」は最も数量の多い価格、「安値」は中値より安くかつ次に数量の多い価格である。

表 II-3 「月報」における帳票一覧およびその集計項目

| | 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | その他の記載項目 | | |
|---|----------------|------|-------|-------|----------|---------|---|---|-------|-------|-------|----|----|----------|------|---|
| | | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 産地(県内/外) | 産地(県、国) | 年 | 月 | 委託/買付 | 仕入先業種 | 販売先業種 | 数量 | 金額 | | 平均単価 | |
| 1 | 卸売状況 | ● | | | | | | ● | | | | | ○ | | | 1日平均卸売数量、前年同月を100とする指数、前月を100とする指数、旬別卸売数量(上旬、中旬、下旬)、日別最高卸売数量(日付、数量)、日別最低卸売数量(日付、数量) |
| 2 | 種別総取扱高表 | ● | ● | | | | | ● | | | | | ○ | ○ | | 合計、前年累計、前年比% |
| 3 | 主要品目数量・平均単価比較表 | ● | ● | ● | | | | ● | | | | | ○ | | ○ | 前月比、前年同月比% |
| 4 | 種別・日別取扱高表 | ● | ● | | ● | | | ● | | | | | ○ | ○ | | 日、曜日、天候 |
| 5 | 主要品目県内・県外対比表 | ● | ● | ● | ● | | | ● | | | | | ○ | ○ | ○ | 県内/県外の比率% |
| 6 | 品目別取扱高順位表 | ● | ● | ● | | ▲ | | ● | | | | | ○ | ○ | | 品目(小)別主要産地(上位3位)の合計値のみ |

| | 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | | その他の記載項目 |
|---|-----------|------|-------|-------|--------------|---------|---|---|-------|-------|-------|----|----|------|---------------|
| | | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 産地 (県内/外) | 産地(県、国) | 年 | 月 | 委託/買付 | 仕入先業種 | 販売先業種 | 数量 | 金額 | 平均単価 | |
| 7 | 産地別取扱高順位表 | ● | ● | ▲ | | ● | | ● | | | | ○ | ○ | | 産地別主要品目の合計値のみ |
| | (以下は付録資料) | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 産地別合計表 | ● | ● | | | ● | | ● | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | 品目別取扱高表 | ● | ● | ● | | ● | | ● | | | | ○ | ○ | ○ | |

凡例 ●：集計単位 ○：集計結果

(注1)「生鮮3品」は青果、水産物、花きの区分、「品目(大)」は野菜、果実、加工品・その他等の区分、「品目(小)」はだいこん、かぶ、…等の区分を指す。

(注2)「仕入先業種」は系統、商人、個人、「販売先業種」は仲卸、売買参加者、その他を指す。

(注3)集計単位が「年」のものは、過去10年間で年毎(1月1日から12月31日)に集計したものである。その他は年報発行年を対象に集計したものである。

表 II-4 年報の作成に伴い卸売業者より提出される書類の一覧

| | 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|---|------------------|---------------|----------------|----------------|------------------|----|----------------------|---|--------|-----------|-----------|-----------|----|----|----|----------|
| | | 生鮮 3品 ① | 品目 (大) ② | 品目 (小) ③ | 産地 (県内/ 外) | 地域 | 産地 (県、 国) ③ | 年 | 月 | 委託/ 買付 | 仕入 先業種 | 販売 先業種 | 数量 | 金額 | | 平均 単価 |
| 1 | 産地別合計表 | ● ① | ● ② | | | | ● ③ | ● | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 産地別取扱高表 | ● ① | | ● ③ | | | ● ② | ● | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 品目別取扱高表 | ● ① | ● ② | ● ③ | | | ● ④ | ● | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 4 | 産地別および月別取扱高表 | ● ① | ● ② | | | | ● ③ | | ● ④ | | | | ○ | ○ | | |
| 5 | 品目別、月別取扱高表 | ● ① | ● ② | ● ③ | | | | | ● ④ | | | | ○ | ○ | | |
| 6 | 品目別、産地別および月別取扱高表 | ● ① | ● ② | ● ③ | | | ● ④ | | ● ⑤ | | | | ○ | ○ | | |
| 7 | 品目別、月別取扱高表 | ● ① | ● ② | ● ④ | ● ③ | | | | ● ⑤ | | | | ○ | ○ | | |

| | 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|---|-----------------------|--------|--------|-------|----------|--------|---------|---|---|--------|-------|-------|----|----|----|---|
| | | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 産地(県内/外) | 地域 | 産地(県、国) | 年 | 月 | 委託/買付 | 仕入先業種 | 販売先業種 | 数量 | 金額 | | 平均単価 |
| 8 | 品目別、地域別及び月別取扱高表 | ● ① | ● ② | | ● ③ | ● ④ | | | | ● ⑤ | | | ○ | ○ | ○ | 地域は以下の10区分 岩船、北蒲原、中蒲原、西蒲原、南蒲原、佐渡、魚沼、頸城、新潟市、その他 |
| 9 | その他「月例報告書」 | ● | ● | | | | | | ● | ● | | | ○ | ○ | | 委託/買付の% |
| | その他「種別・入荷先別取扱数量一覧表」 | ● | ● | | ● | | | | ● | | ● | | ○ | | | 数量の% |
| | その他「買出人売上高統計月報(年度累計)」 | ● | | | | | | | ● | | | ● | ○ | ○ | | 数量および金額の% |

凡例 ●：集計単位 ○：集計結果 ①～⑤：ソート順

(注1)「生鮮3品」は青果、水産物、花きの区分、「品目(大)」は野菜、果実、加工品・その他等の区分、「品目(小)」はだいこん、かぶ、…等の区分を指す。

(注2)「仕入先業種」は系統、商人、個人、「販売先業種」は仲卸、売買参加者、その他を指す。

(注3)集計単位が「年」のものは、過去10年間を年毎(1月1日から12月31日)に集計したものである。その他は年報発行年を対象に集計したものである。

(注4)「9. その他」については、表 II-5 の年報と同じ書式で卸売業者が作成したものを提出し、そのまま表 II-5 の年報として使用される。

表 II-5 「年報」における帳票一覧およびその集計項目

| | 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | | その他の記載項目 | |
|---|-----------------|------|-------|-------|----------|---------|---|---|-------|-------|-------|-------|----|----|----------|-------------------------|
| | | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 産地(県内/外) | 産地(県/国) | 年 | 月 | 委託/買付 | 仕入先業種 | 販売先業種 | 販売先企業 | 数量 | 金額 | | 平均単価 |
| 1 | 月別取扱高表 | ● | | | ● | | | ● | | | | | ○ | ○ | | 開市日数、比率、前年比、一日平均 |
| 2 | 年別取扱高表 | ● | | | ● | | ● | | | | | | ○ | ○ | ○ | 新潟市の人口、10年前を100とした数量の指数 |
| 3 | 受託・買付別取扱高・月別一覧表 | ● | ● | | | | | ● | ● | | | | ○ | ○ | | 委託/買付の% |
| 4 | 種別・入荷先別取扱数量一覧表 | ● | ● | | ● | | | ● | | ● | | | ○ | | | 数量の% |
| 5 | 業種別・月別売上高一覧表 | ● | | | | | | ● | | | ● | | ○ | ○ | | 数量および金額の% |
| 6 | 品目別取扱高順位表 | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | ○ | ○ | | 数量および金額の% |
| 7 | 産地別取扱高順位表 | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | ○ | ○ | | 数量および金額 |

| | 帳票名 | 集計項目 | | | | | | | | | | | | | その他の記載項目 | |
|----|------------------|------|-------|-------|----------|---------|---|---|-------|-------|-------|-------|----|----|----------|-------------------|
| | | 生鮮3品 | 品目(大) | 品目(小) | 産地(県内/外) | 産地(県/国) | 年 | 月 | 委託/買付 | 仕入先業種 | 販売先業種 | 販売先企業 | 数量 | 金額 | | 平均単価 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | の% |
| 8 | 主要品目県内・県外対比表 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 数量および金額の% |
| 9 | 産地別及び月別取扱高表 | ● | ● | | | ● | | ● | | | | | ○ | ○ | | |
| 10 | 品目別・月別取扱高表 | ● | ● | ● | | | | ● | | | | | ○ | ○ | | |
| 11 | 品目別・産地別および月別取扱高表 | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ※平均単価は品目(小)別合計のみ。 |
| 12 | 品目別・月別平均価格比較 | ● | ● | ● | | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 13 | 販売先企業別取扱高推 | ● | | | | | | | | | | ● | ○ | | | |
| 14 | 販売先企業別売上高推 | ● | | | | | | | | | | ● | ○ | | | |

凡例 ●：集計単位 ○：集計結果

(注1)「生鮮3品」は青果、水産物、花きの区分、「品目(大)」は野菜、果実、加工品・その他等の区分、「品目(小)」はだいこん、かぶ、…等の区分を指す。

(注2)「仕入先業種」は系統、商人、個人、「販売先業種」は仲卸、売買参加者、その他を指す。

(注3)集計単位が「年」のものは、過去10年間で年毎(1月1日から12月31日)に集計したものである。その他は年報発行年を対象に集計したものである。

(注4)「5. 受託・買付別取扱高・月別一覧表」については、「月例報告書」を元に作成される。

(注5)「6. 種別・入荷先別取扱数量一覧表」については、同じ書式で卸売業者が作成、提出したものが使用される。

(注6)「9. 業種別・月別売上高一覧表」については、卸売業者から提出される「買出人売上高統計月報」(年度の累計)において、業種毎に小計が出ているので、その数字を使用して作成する。

(5) 外部インターフェイス

(ア) 外部インターフェイス一覧

| 外部インターフェイス名 | 外部インターフェイス概要 |
|-------------------------|---|
| 原データファイル | 場内業者から送信される市況・統計データの元となるデータファイル |
| インターネット HP システム用データファイル | 庁内システム内に構築されるインターネット HP システムへ登録を行う市況・統計の集計結果データファイルまたは製表データファイル |

(イ) 外部インターフェイス要件

| 外部インターフェイス名 | 主要項目 | 外部インターフェイスの形態 | 要件 |
|-------------------------|--------------------|--------------------------|---|
| 原データファイル | 「2.(3) 帳票」に記載のとおり。 | CSV 形式ファイルまたは XML 形式ファイル | 場内業者クライアント PC から場内 LAN を介して市況・統計管理システムサーバへ送信する。 |
| インターネット HP システム用データファイル | 「2.(3) 帳票」に記載のとおり。 | CSV 形式ファイル | 電子記録媒体を介して庁内システムへアップロードする。 |

(ウ) データ量

| データの区分、名称 | データ量 | 補足 |
|-----------|---------------------|---|
| 原データ | 6000 万レコード ≒40GB | <ul style="list-style-type: none"> 年間あたり：1200 万レコード（入荷確定情報、分荷決定、売渡情報、仕切情報を合わせた容量） データ保存期間：5 年 原データ（販売原票データおよび仕切データ等）は、生鮮 EDI 標準に準拠した書式を想 |

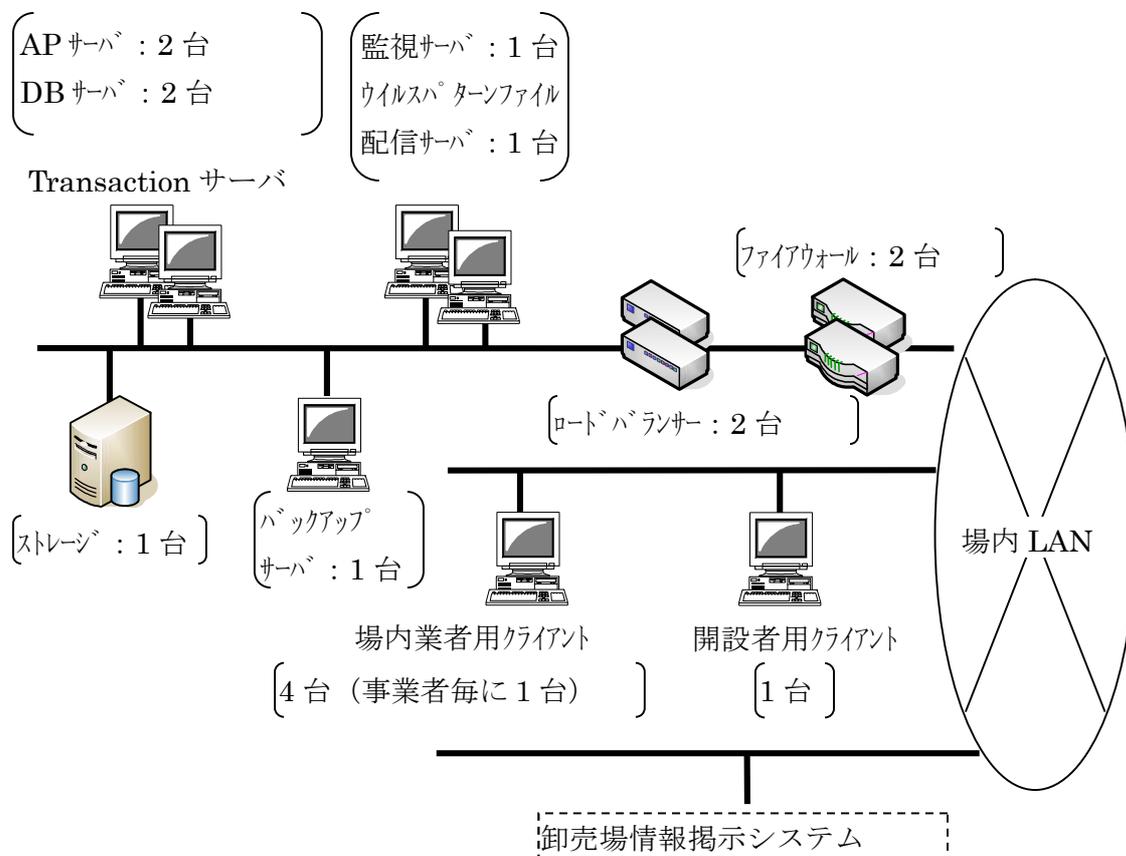
| | | |
|---------|-----------------------|--|
| | | <p>定した。※理由：業者間の取引情報交換では生鮮 EDI 標準の利用が想定されることから、開設者への報告時にデータ変換を行う必要がないよう配慮することが望ましいため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5 カ年分のデータを HD に保存した場合、以下の見積もりとなる。 1200 万レコード/年×5 年 =6000 万レコード ≒40GB。 |
| 集計結果データ | (※原データの数%のデータ量のため省略。) | <ul style="list-style-type: none"> ● 日報=約 1,200,000 レコード/年 ● 月報=約 140,000 レコード/年 ● 年報=約 16,000 レコード/年 |

(エ) 利用者数

| 利用者の区分 | 利用者数 | 補足 |
|--------|--------------|---|
| 開設者 | 5 名程度 | 左記の下限值は運用初期の想定値、同上限値は将来的に利用者が拡大した場合の想定値である。 |
| 卸売業者 | 10 から 20 名程度 | (同上。) |

3. システム稼働・開発環境

- 本システムは、Web 方式で稼働すること。ただし、これにより性能要件を満たすことが困難と認められる機能がある場合は、開設者と協議の上、この機能に限定してクライアントサーバ方式で稼働してもよいものとする。
- 本システムは、場内 LAN システムの各クライアント PC からすべての動作が行えること。
- 複数の事業者によって利用される共有 LAN であり、LAN とサーバ群の間におけるセキュリティを確保する必要があるため、ファイアウォールを設置すること。



4. 特記事項

(1) 参照すべき基準

市況・統計管理システムについては、以下を参照すること

- 業務概要設計書
- 月報
- 年報

III. 市場内情報掲示板システムの開発

1. 作業の概要

(1) 目的

市場内情報掲示板システムは、開設者、場内業者等が相互に情報の公開や連絡を行うことを目的として導入するものである。

(2) 対象業務の概要

開設者および卸売業者の間で、日々の取引結果（青果、水産物では、市況・統計管理システムにより集計した販売結果データを提供し、花きでは、卸売業者独自の販売結果データを受信）や施設管理面の連絡をやり取りする手段として活用している。

(3) システム化の範囲

本作業は、「1. (2) 対象業務の概要」で説明した業務を場内 LAN と PC を利用して電子的に行おうとするものである。

(4) 作業内容

本作業では、市場内情報掲示板システムの構築に係るアプリケーション開発作業および機器の調達を発注するものである。

(注) 調達機器は、市況・統計管理システムにおける調達機器と共用とする。

2. システム開発

(1) システム機能

(ア) システム機能一覧

| 項番 | 機能名 | 機能概要 |
|----|----------|--|
| 1 | ユーザ管理機能 | ユーザの登録を行う。 |
| 2 | アクセス制限機能 | ID、パスワード等により、ユーザのアクセス制限を行う。 |
| 3 | 掲示板機能 | 開設者および卸売業者を連絡対象として、サーバーへコンテンツ登録を行い、対象別に公開する。 |
| 4 | 市況情報機能 | 『市況・統計管理システム』から参照したデータを表示する。 |

(イ) システム機能の説明

(a) ユーザ管理機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|---------|--|
| 1 | ユーザ管理機能 | 各ユーザに対して、以下のユーザレベルを登録する。 ①事業者 ②事業者が属する事業形態（卸売業者） ③事業者が属する品目（青果、水産、花き） |

(b) アクセス制限機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|----------|---|
| 1 | ログイン管理機能 | 各情報の登録または閲覧におけるアクセス制限を、IDおよびパスワードによる認証機能等により行う。 |

(c) 掲示板機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|-----------|---|
| 1 | コンテンツ登録機能 | 連絡対象（卸売業者）を指定して、サーバへコンテンツの登録を行う。 登録方法として以下を可能とすること。 <ul style="list-style-type: none">登録画面でテキストデータを直接入力する。予め作成したデータファイル（Word 形式、Excel 形式、PDF 形式等）を登録画面でファイル名を指定することにより登録する。 |
| 2 | コンテンツ一覧機能 | 登録された各コンテンツの概要を一覧表示する。 指定された事業者のみが、閲覧可能とする。 |
| 3 | コンテンツ検索機能 | 登録されたコンテンツをタイトル、登録者、登録日、フリーキーワード等により検索し、該当結果を一覧表示する。 |
| 4 | コンテンツ閲覧機能 | コンテンツ一覧で選択したコンテンツの内容を表示する。 |
| 5 | 返信機能 | 特定の掲示板情報に対する返信機能も具備する。 |

(d) 市況情報機能

| 項番 | 機能要件名 | 機能要件 |
|----|--------|--|
| 1 | 市況情報機能 | <ul style="list-style-type: none">『市況・統計管理システム』から参照したデータを表示する。本コンテンツ掲載用のテンプレートは、開設者と協議の上、開発者が予め設定する。アクセス制限は不要。 |

(2) 画面

(ア) 画面一覧（編集機能）

| 項番 | 画面名 | 画面概要 |
|----|-----------|---|
| 1 | ログイン画面 | IDおよびパスワードによりログインの許可を行う。 |
| 2 | メニュー画面 | 機能一覧に記載の機能メニュー名（掲示板の閲覧、掲示板の登録等）を階層構造がわかるように表示する。 |
| 3 | コンテンツ登録画面 | 掲示の公開先を指定して、掲示板へコンテンツの登録を行う。 |
| 4 | 掲示板一覧画面 | 掲示板に登録されている情報の概要（タイトル、概要、登録者、登録日等）を一覧表示する。 ユーザ毎にアクセスの許可された情報のみを表示する。 |
| 5 | 掲示板閲覧画面 | 掲示板一覧画面で選択した情報の内容を表示する。 |

(イ) 画面入出力要件

| 項番 | 画面名 | 画面概要 |
|----|-----------|---|
| 1 | ログイン画面 | 【入力項目】 ID、パスワード、など |
| 2 | メニュー画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報グループ名一覧 ● サイトマップ など 【入力項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● 検索条件 など |
| 3 | コンテンツ登録画面 | 【表示項目、入力項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ名 ● コンテンツの内容 ● コンテンツの属性（作成日、作成者等） ● コンテンツの登録グループ（掲示板） ● コンテンツへのアクセス制限（掲示の公開先） など |
| 4 | 掲示板一覧画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ名 |

| | | |
|---|---------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> コンテンツの内容 コンテンツの属性（作成日、作成者等） 【入力項目】 <ul style="list-style-type: none"> 検索条件 など |
| 5 | 掲示板閲覧画面 | 【表示項目】 <ul style="list-style-type: none"> コンテンツ名 コンテンツの内容 コンテンツの属性（作成日、作成者等） など |

(3) 帳票

帳票はなし。

(4) データベース

(ア) データベース一覧

以下に主要なデータベースの概要を示す。

なお、市況データ等の市況・統計管理システムとの共用データベースについては、以下では省略する。

| データベース名 | データベース概要 |
|-------------|-------------------------------------|
| ユーザ管理テーブル | 本システムの利用者のアクセス制限を行うためのユーザ管理データのテーブル |
| コンテンツ管理テーブル | コンテンツ管理データのテーブル |

(イ) データベース要件

以下に主要なデータベースの要件を示す。

| データベース名 | 主要項目 |
|-----------|---|
| ユーザ管理テーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> 事業者コード 事業者名 |

| | |
|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 部門コード ● 部門名 ● ユーザID ● パスワード など |
| コンテンツ管理テーブル | 【データ項目】 <ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツグループ名（掲示板） ● コンテンツ名 ● コンテンツ概要データ ● コンテンツ内容データ ● コンテンツファイル名（添付データ） ● 作成日 ● 作成者 ● アクセス制限（掲示の公開先） など |

(5) コンテンツ概要（サーバで自動作成するもの）

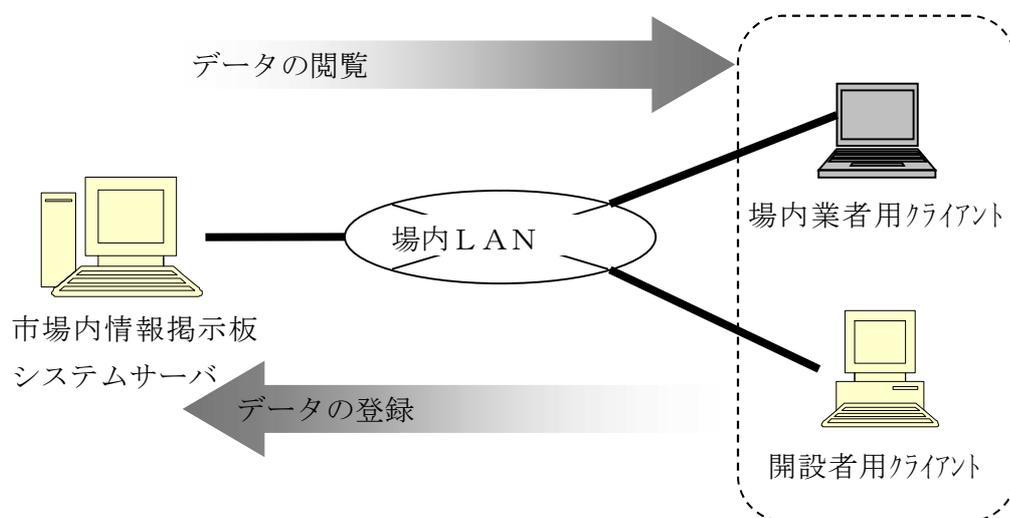
| コンテンツ名 | コンテンツ概要 |
|--------|-----------------------------|
| 市況掲示板 | 市況・統計管理システムで作成する市況データを掲載する。 |

(6) コンテンツ作成要件（サーバで自動作成するもの）

| コンテンツ名 | コンテンツ作成要件 |
|--------|---|
| 市況掲示板 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市況・統計管理システムで作成する市況の製表データ参照し、市況掲示板のページに掲載する。 ● 本コンテンツ掲載用のテンプレートは、開設者と協議の上、開発者が予め設定する。 ● アクセス制限は不要。 |

3. システム稼働・開発環境

- 本システムは、Web 方式で稼働すること。ただし、これにより性能要件を満たすことが困難と認められる機能がある場合は、開設者と協議の上、この機能に限定してクライアントーサーバ方式で稼働してもよいものとする。
- 本システムは、場内LANシステムの各クライアントPCからすべての動作が行えること。



IV. 卸売場情報揭示システムの開発

1. 作業の概要

(1) 目的

卸売市場では、卸売市場法等により、開設者および卸売業者において卸売予定数量および卸売結果を公表することが義務づけられている。

卸売場情報揭示システムは、大型ディスプレイ等を設置し、卸売予定数量および卸売結果の場内掲示を自動化することにより、卸売場で取引を行う業者等に対して、より手軽かつタイムリーにこれらの情報を伝えることを目的とするものである。

(注) 卸売市場法等は本要件定義書作成時点の内容に準ずるものとする。

(2) 対象業務の概要

開設者は、卸売業者より、販売当日の卸売予定数量や販売結果の報告を受けて、大型ディスプレイ等に掲示を行う。

(3) システム化の範囲

本作業では、「1. (2) 対象業務の概要」で説明した業務のうち、卸売予定数量や販売結果を大型ディスプレイ等に掲示するしくみのシステム化を対象範囲とする。

(4) 作業内容

本作業では、卸売場情報揭示システムに係るシステム構築作業を発注するものである。本調達における作業では、同システムのアプリケーション開発、機器の調達、および設置工事を行う。

なお、当システムで表示する「卸売予定数量」および「卸売結果」のデータ集計処理は、市況・統計管理システムにて行う。

2. システム開発

(1) システム機能

(ア) システム機能一覧

| 機能名 | 機能概要 |
|---------|--------------------------------------|
| データ表示機能 | 市況・統計管理システムから参照したデータを大型ディスプレイ等に表示する。 |

(イ) システム機能の説明

(a) データ表示機能

| 機能要件名 | 機能要件 |
|---------------|--|
| 卸売予定数量表示機能 | <ul style="list-style-type: none">一画面当たり10品目程度表示する。表示する品目は、一定時間（設定可）毎に変えるものとする。 |
| 取引方法別卸売結果表示機能 | <ul style="list-style-type: none">品目毎にせり、相対の明細行を設け、一画面当たり5品目程度表示する。表示する品目は、一定時間（設定可）毎に変えるものとする。 |

(2) 画面

(ア) 画面一覧

| 画面名 | 画面概要 |
|--------------------------|---|
| 卸売予定数量画面 (開設者公表用) | 青果、水産物、花きの区分毎に、市場全体の卸売予定数量データを集計して表示する。 |
| 取引方法別卸売結果画面 (開設者公表用) | 青果、水産物、花きの区分毎に、市場全体の卸売結果データを集計して表示する。 |
| 卸売予定数量画面 (卸売業者公表用) | 卸売業者別に卸売予定数量データを表示する。 |
| 取引方法別卸売結果画面 (卸売業者公表用) | 卸売業者別に卸売結果データを表示する。 |

(イ) 画面入出力要件

| 画面名 | 主な入出力項目 |
|-------------------------------|--|
| 卸売予定数量画面 (開設者公表用)(卸売業者公表用) | <ul style="list-style-type: none">青果、花きについては、卸売業者がそれぞれ1社であるため、開設者が行うべき市場全体の公表内容と卸売業者が行うべき卸売業者別(毎)の公表内容が同じになる。よって、卸売業者別(毎)に以下の項目を表示する。<ul style="list-style-type: none">①市場名②卸売業者名③品名④主要産地⑤単位⑥数量水産物については、卸売業者が2社あるため、開設者が行うべき市場全体の公表としては、2社分を集計して以下の項目を表示する。また、卸売業者が行うべき卸売業者別(毎)の公表としては、上記の青果物および花きと同項目を表示する。<ul style="list-style-type: none">①市場名 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ②品名 ③主要産地 ④単位 ⑤数量 |
| <p>卸売結果画面 （開設者公表用）（卸売業者公表用）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 青果、花きについては、卸売業者がそれぞれ1社であるため、開設者が行うべき市場全体の公表内容と卸売業者が行うべき卸売業者別（毎）の公表内容が同じになる。よって、卸売業者別（毎）に以下の項目を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> ①市場名 ②卸売業者名 ③品目 ④取引方法 ⑤主要産地 ⑥単位 ⑦数量 ⑧高値 ⑨中値 ⑩安値 ● 水産物については、卸売業者が2社あるため、開設者が行うべき市場全体の公表としては、2社分を集計して以下の項目を表示する。また、卸売業者が行うべき卸売業者別（毎）の公表としては、上記の青果物および花きと同項目を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> ①市場名 ②品目 ③取引方法 ④主要産地 ⑤単位 ⑥数量 ⑦高値 ⑧中値 ⑨安値 |

図 IV-1 卸売予定数量画面イメージ

2023年3月20日 午前11現在

卸売予定数量
(2023年03月20日 販売分)

水産 冷凍水産物

■■■水産株式会社
開設者：新潟市
単位：kg

| 行 | 品目 | 主要産地 | 数量合計 | せり・入札 | 相対取引 |
|----|------|------|-------|-------|-------|
| 1 | まあじ | 新潟 | 400 | 70 | 330 |
| 2 | まぐろ | 石川 | 380 | 60 | 320 |
| 3 | さば | 新潟 | 7,800 | 3,820 | 3,980 |
| 4 | まいわし | 静岡 | 8,890 | 2,100 | 6,790 |
| 5 | ひらめ | 北海道 | 768 | 120 | 648 |
| 6 | わらさ | 石川 | 320 | 0 | 320 |
| 7 | たい | 山形 | 1,806 | 700 | 1,106 |
| 8 | 養殖たい | 三重 | 9,040 | 250 | 8,790 |
| 9 | かんぱち | 香川 | 1,682 | 250 | 1,432 |
| 10 | さより | 大阪 | 80 | 17 | 63 |

(注) 水産物の場合は開設者公表用画面では、画面上の「卸売業者名」は表示しない。

図 IV-2 卸売結果画面イメージ

2023年03月20日午前11現在

販売結果
(2023年03月20日 販売分)

水産 冷凍水産物

■■■水産株式会社
開設者：新潟市
単位：kg・円(税別)

| 行 | 品目 | 主要産地 | 取引区分 | 数量合計 | 量目 | 高値 | 中値 | 安値 |
|----|------|------|------|----------|------|-------|-------|-------|
| 1 | まあじ | --- | 合計 | 400.00 | --- | --- | --- | --- |
| 2 | | 新潟 | せり入札 | 400.00 | 1.00 | 2,100 | 2,050 | 1,900 |
| 3 | さば | --- | 合計 | 8900.00 | --- | --- | --- | --- |
| 4 | | 新潟 | せり入札 | 7,800.00 | 1.00 | 1,050 | 985 | 210 |
| 5 | | 新潟 | 相対取引 | 1,100.00 | 1.00 | 1,210 | 1,10 | 470 |
| 6 | ひらめ | --- | 合計 | 155.00 | --- | --- | --- | --- |
| 7 | | 北海道 | せり入札 | 120.00 | 1.00 | 5,376 | 4,200 | 1,209 |
| 8 | | 北海道 | 相対取引 | 35.00 | 1.00 | 6,500 | 5,000 | 1,310 |
| 9 | たい | --- | 合計 | 700.00 | --- | --- | --- | --- |
| 10 | | 山形 | せり入札 | 700.00 | 1.00 | 4,200 | 3,205 | 105 |
| 11 | 養殖たい | --- | 合計 | 330.00 | --- | --- | --- | --- |
| 12 | | 三重 | せり入札 | 250.00 | 1.00 | 625 | 530 | 210 |
| 13 | | 三重 | 相対取引 | 80.00 | 1.00 | 720 | 650 | 155 |

(注) 水産物の場合は開設者公表用画面では、画面上の「卸売業者名」は表示しない。

(3) 帳票

帳票はなし。

(4) データベース

(ア) データベース一覧

| データベース名 | データベース概要 |
|--------------|---------------------------|
| 卸売予定数量 DB | 卸売業者別に卸売予定数量データを登録する。 |
| 取引方法別卸売結果 DB | 卸売業者別、取引方法別に卸売結果データを登録する。 |

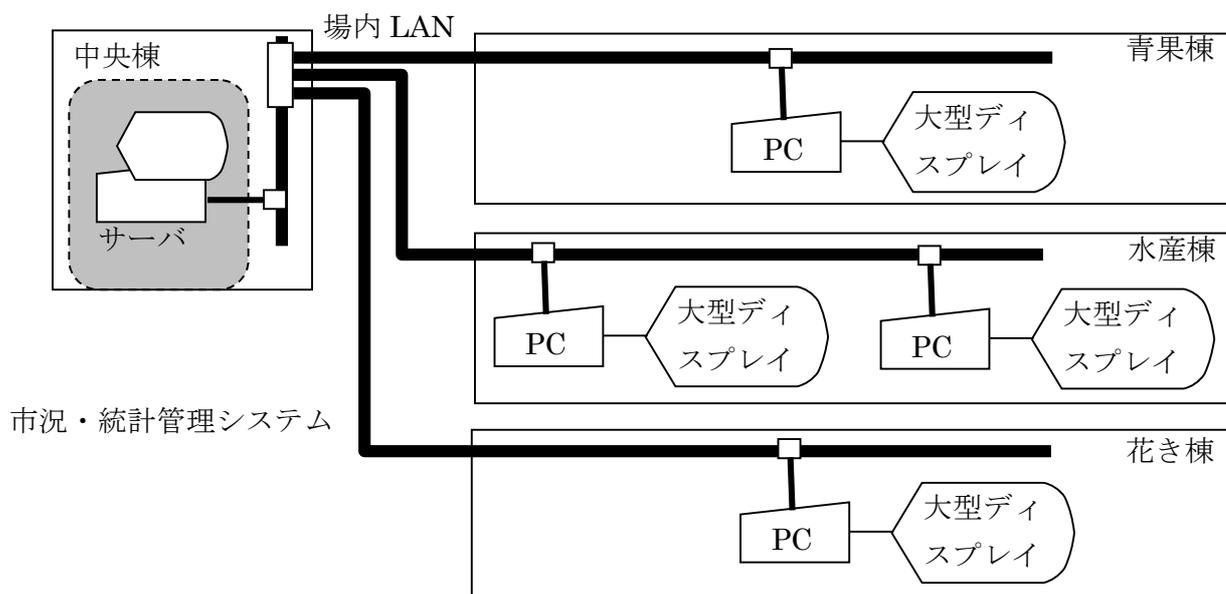
(イ) データベース要件

| データベース名 | 主要項目 |
|--------------|--|
| 卸売予定数量 DB | ①市場名 ②卸売業者名 ③販売予定日 ④品名 ⑤主要産地 ⑥単位 ⑦数量 など |
| 取引方法別卸売結果 DB | ①市場名 ②卸売業者名 ③販売日 ④品目 ⑤取引方法 ⑥主要産地 ⑦単位 ⑧数量 ⑨高値 ⑩中値 ⑪安値 など |

3. システム稼働・開発環境

- 本システムは、市況・統計管理システムから参照したデータを大型ディスプレイに表示する。
- 大型ディスプレイの表示制御は、下図中の PC で行う。

図 IV-3 卸売場情報揭示システム構成（概略）



(注) 図中の PC は、PC またはディスプレイの制御装置（ネットワーク機能付き）を意味する。

V. 運用保守作業範囲

(1) 運用保守の概要・範囲

システムが正常な機能及び性能を保つように、プログラム、パッケージソフトウェア及びハードウェアの運用保守を行う。

(2) 運用保守作業内容

作業内容の想定については、以下のとおり。実際の内容は新潟市と受託者で協議のうえ確定する。

| 分類 | 作業項目 | 作業項目詳細 | 作業実施者 |
|----|-----------------|--|---------------|
| 運用 | 停電時等対応 | サーバ停止 停止確認 | 受託者 |
| | | サーバ電源投入 稼動確認 | 受託者 |
| | セキュリティ 監視 | ウイルス感染監視 (自動) | (ウイルス対策ソフト) |
| | | 感染時対応 | 受託者 |
| | バックアップ 管理 | データのバックアップ | 受託者 (システム) |
| | ジョブ管理 | ジョブ実行・アラート表示 (自動) | 受託者 (システム) |
| | ユーザ情報管 理 | ユーザ作成、変更、削除 | 新潟市 |
| | | ユーザロック解除・パスワード初期化 | 新潟市 |
| | ハードウェア 管理 | ハードウェアの点検 (定期点検のタイミング) | 受託者 |
| | | サーバの使用容量の確認 (定期点検のタイミング) | 受託者 |
| | | 過去データの削除 (定期点検のタイミング) (新潟市の同意のもと実施) | 受託者 |
| | ヘルプデスク | 問合せ受付・回答・FAQ 作成 | 受託者 |
| | 障害対応 | インシデント管理 | 受託者 |
| | | 障害対応 | 受託者 |
| 保守 | プログラム 保守 | プログラム不具合調査 | 受託者 |
| | | プログラム修正 動作確認 | 受託者 |
| | ハードウェア 保守 | ハードウェア不具合調査 | 受託者 |
| | | ハードウェア修理・部品交換等の復旧 | 受託者 |
| 報告 | 作業報告書 (保守作業の都度) | 受託者 | |

I. 保守条件

保守条件は、下記を満たすこと。

- (1) 保守の日時は、新潟市の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和 23 年法律第 178 号」に規定する休日及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 4 日までの日は除く。）の 9 時から 17 時までを基本とする。ただし、緊急な対応が必要な障害または重大な障害が発生した場合は、この限りではない。なお、開庁日及び緊急時の連絡先を甲に報告すること。
- (2) システム稼働後にプログラムに本仕様書及び要件定義書・設計書を満たさない部分が見つかった場合、新潟市と協議のうえ、プログラム修正等必要な対応を行うこと。なお、構築期間終了後の翌日から起算して 1 年を経過する日以前に瑕疵が見つかった場合は、構築作業の瑕疵担保責任として、必要な対応を行うこと。
- (3) 受託者は、導入機器等の調整又は部品の交換を行うなどの所要の保守を、新潟市の指示により実施すること。
- (4) 受託者は、導入機器等が故障、機能停止等の異常が発生した場合には、新潟市からの指示に基づき直ちに担当者を当該機器等の設置場所に派遣し、復旧させること。また、受託者は故障修理時に必要と認めた場合には、導入機器等の点検と調整を併せて実施するものとする。
- (5) 受託者は、上記（4）の作業でハードディスクの交換を行った場合、交換したハードディスクの内容が読み取られないよう、交換後速やかにデータ消去を行うこと。データ消去ができない場合には磁氣的または物理的破壊によりデータが読み出せない状態にすること。
- (6) 受託者が、故障修理時又は点検、調整時に導入機器等の部品を交換した場合には、取り外した部品の所有権は、受託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、障害対応・保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用を負担し、生じた梱包等の廃棄物は、責任を持って処分すること。

II. 導入機器の管理等

新潟市は、あらかじめ乙が確認した導入機器の設置場所の動作環境等を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって導入機器を管理するものとする。

新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務委託契約書
(案)

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する「新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務」について、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 委託業務の名称

「新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務」（以下「本業務」という。）

2 委託業務の内容

別紙「新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行場所

新潟市農林水産部中央卸売市場（新潟市江南区茗荷谷7-1-1番地）

4 履行期限及び契約期間

本業務の契約期間は契約日から令和12年10月31日まで

システム構築の履行期限は契約日から令和7年10月31日

システム運用保守期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの60ヶ月

5 契約金額

契約金額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

なお、支払いは別表「委託料の内訳」とおり。システム構築料は検査合格後、支払いし、システム運用保守料は年度ごとに検査合格後、支払いとする。

6 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

7 契約条項

別紙「新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務委託契約書契約条項」とおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

印

別表 委託料の内訳

システム構築料

| 項目 | 単価(税抜) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|----|--------|-----------------|----|
| | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 |

システム運用保守料の内訳

| 対象期間 | 委託料 年度額(税抜) | 消費税及び 地方消費税 年度額 | 年度額計 |
|-------------------------|----------------|-----------------------|------|
| 令和 7年11月 1日～令和 8年 3月31日 | 円 | 円 | 円 |
| 令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日 | 円 | 円 | 円 |
| 令和 9年 4月 1日～令和10年 3月31日 | 円 | 円 | 円 |
| 令和10年 4月 1日～令和11年 3月31日 | 円 | 円 | 円 |
| 令和11年 4月 1日～令和12年 3月31日 | 円 | 円 | 円 |
| 令和12年 4月 1日～令和12年10月31日 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 |

新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務 委託契約書 契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書及び甲乙協議の上で作成するプロジェクト計画書等の関連資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又はこの契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。

2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

5 この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。

11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（再委託の禁止）

- 第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書に基づき甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先の本業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。
 - 4 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、この契約で定めた事項を遵守させなければならない。
 - 5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

い。

(作業場所)

第6条 乙は、本業務の実施上の必要性から甲の施設内で作業を行う必要があるときは、甲に作業場所の使用を要請することができる。この場合は、明確に甲の事務室と区分される場所とする。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、作業場所を有償又は無償により貸与する。

3 乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(機器等の維持管理及び保守等)

第7条 乙は、本業務を定期又は随時に行なわなければならない。

2 本業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。

(1) 甲の申出により本業務の範囲を超えて行った保守の費用

(2) 甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用

(3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用

3 甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

第8条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが本業務の費用を増大させ、本業務ができないとき、又は機器等の正常円滑な操作若しくは機器等の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第9条 乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又はこの契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

い。

(主任担当者の指定及び通知)

第10条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第11条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

第12条 乙は、本業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の本業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第13条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第14条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(履行の監督)

第15条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第16条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(成果物の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべきこの契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第19条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

- (1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。
- (2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。
- (3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、本業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、本業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、この契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したものの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられた

もの。

2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、この契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしにこの契約の目的外に使用してはならない。

(プロダクトの権利関係)

第24条 この契約に基づき乙が甲に納品するプロダクト（システムを構成する「プログラム」及び「関連資料」を包括して言い、技術サービスに基づき将来提供される改訂版、改良版等も含む。）の使用権等の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、甲に対しプロダクトを甲の業務の遂行の目的だけに使用するための譲渡不能非独占的使用権を許諾する。甲は、この契約に基づきプロダクトの使用権を取得し、プロダクトの著作権を取得しない。
- (2) 甲は、プロダクトを甲の使用目的が存続する間使用することができる。
- (3) 甲は、機械読取可能な形式か、又は印刷物として提供されたかを問わず、プロダクトを自己使用のため必要な場合に限り、複製することができる。
- (4) 甲は、プロダクトの使用目的が消滅した場合は、乙の指示に従い直ちにプロダクトの原本及び複製物の全てを自らの責任において処分する。
- (5) 甲は、乙の書面による事前の承諾がない限り、この契約に基づく使用権につき再使用権を設定し、若しくは第三者に譲渡し、又はプロダクト若しくはその複製物を第三者に譲渡転貸し、若しくは占有の移転をしてはならず、また、この契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。
- (6) 甲は、プロダクトを変更することはできない。ただし、プロダクトの権利者から許諾が得られたときは、自己使用のため必要な場合に限りプロダクトを変更することができる。
- (7) プログラムに付属する使用許諾条件等がある場合には、当該条件等がこの契約に優先して適用されるものとする。

(著作権の譲渡等)

第25条 次の各号に掲げる成果物の著作権等の取り扱いは、前条に関わらず、次の各項の規定による。ただし、甲は、乙に対し次の各号に掲げる成果物について、この契約の目的の範囲内において、無償で使用し、再委託先に再使用許諾することができる権利を許諾する。

- (1) 仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた事項に基づき、乙が従前から有していたプログラム等のカスタマイズを実施した部分及び新規に作成したプログラム。
- (2) 仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた事項に基づき、乙が甲のために作成

したシステム操作マニュアル等のドキュメント類。

(3) 本業務のシステム利用に必要とするセットアップデータ及びシステム利用開始後に蓄積したデータ。

2 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、甲に無償で譲渡する。

3 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができる。

4 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

(報告書の提出)

第26条 乙は、第7条第1項の保守業務を実施したときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

(履行届書の提出)

第27条 乙は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第28条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日(その翌日が休日であるときは順延した日)を末尾とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第34条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(引渡し)

第29条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果物を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 成果物の検査については、前条の規定を準用する。

3 甲は、成果物が前項の検査(第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。)に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

- 4 成果物の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、検査に不合格となった成果物について、成果物の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第34条の規定を準用する。
- 6 乙は、前項の成果物の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(不合格品の引取り)

第30条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果物については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果物を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果物の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(委託料の支払)

第31条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
- 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲はその事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときは、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受領した日までの期間は第2項の期間に参入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあつては、請求があつたものとししないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第32条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるとき

は、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第33条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第34条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第35条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

3 システム構築の履行が、当初の履行期限より早期に終了し運用開始が出来る場合、甲乙協議の上でシステム運用保守開始日及び終了日の変更契約を締結する。ただし、60ヶ月の運用保守期間の変更は行わない。

(甲の解除権)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第37条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」とい

う。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第38条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第39条 乙は、甲が第36条第1項若しくは第2項又は第38条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第40条 乙は、この契約に関して第38条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第38条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第38条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求する

ことができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第41条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第42条 成果物の引渡し前に生じた成果物の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第28条の検査に合格する前（成果物の引渡しを伴う場合は、第29条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(運搬責任)

第43条 この契約の履行に関し、原始資料等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用の負担)

第44条 この契約の締結に要する費用並びに原始資料等及び納入すべき成果物の運搬その他この契約を履行するために要する全ての費用は、この契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第45条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする

(疑義の決定)

第46条 この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアク

セスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、第2条第1項第1号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

2 前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなけ

ればならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

3 乙は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、甲へ定期的に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知する

ものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

| 項目 | 摘要 |
|-----------------|---|
| 入札公告年月日 | 令和6年7月11日 |
| 公告番号 | 新潟市契約公告第39号 |
| 件名及び数量 | 新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務 一式 |
| 競争入札参加資格者名簿への登録 | <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード: |
| 添付書類 | ・秘密保持誓約書(様式第2号) ・システム運用保守に関する体制調書(様式第3号) ・その他() |
| 連絡先 | 担当者 |
| | 電話 |
| | F A X |
| | e-mail |

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、「新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 この秘密保持誓約書 (以下「本誓約」という。)は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(情報の返還)

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報 (甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む) を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

(損害賠償)

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 年 月 日

(乙) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

システム運用保守に関する体制調書

システム運用保守について、以下の項目を記入すること。

1 保守作業等の体制について

| 項目 | 体制 | 備考 |
|--------------|----|----------|
| 技術支援業者名称(※) | | 法人名を記入 |
| 所在地(※) | | 所在地を記入 |
| 当社との関係(※) | | 直営・協力 |
| 技術スタッフ数 | 人 | スタッフ数を記入 |
| 常時対応可能なスタッフ数 | 人 | スタッフ数を記入 |
| 作業着手までの所用時間 | 時間 | 時間を記入 |
| 緊急時の技術員派遣体制 | | 有・無 |

※保守業務を第三者に委託する場合は、委託先の情報について記載すること。保守を第三者に委託しない場合は、「直営で実施」と記載すること。

2 対応スタッフの取得資格等について

| 資格等の名称 | 取得人数 |
|--------|------|
| | 人 |
| | 人 |
| | 人 |
| | 人 |
| | 人 |

※「取得資格等」とは、マイクロソフト認定技術資格試験MCP、CompTIA PDI+資格のほか、保守対象のハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情報処理技術者資格等をいう。(入札参加には、1名以上の資格取得者が必要)

3 プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証取得について

以下に認証登録番号を記入すること。

認証登録番号: _____

裏面に続く

4 本業務と同様なシステム構築又はシステム運用保守の契約実績について

| 契約期間 | 契約締結先 | 契約内容 (システム名称等) | 契約金額 (月額税込) |
|------|-------|-------------------|----------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※契約実績を証明するものとして、実績対象の契約書表紙、契約内容のわかる書面の写しを添付すること。履行中の契約についての記載も可。

※本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

年 月 日

所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第39号

2 件 名 新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用
保守業務

質 疑 事 項

注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注2 提出期限は令和6年7月24日（水）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。

注3 回答は、提出期限後7日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

入札（見積）書

年 月 日

新潟市長様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

| 金 額 | 百 | 千 | 円 | | |
|---------|---------|-----|-----|-----|--|
| 履 行 場 所 | | | | | |
| 品 名 | 品 質・規 格 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | |
| | | | | | |

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

総額（税抜）の金額を記入してください。
下記内訳の「金額」欄の合計と同額。

| 金額 | ¥ | 百 | 千 | 円 | |
|--|----------------|------|-------|---|--|
| | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | |
| 履行場所 | 新潟市江南区茗荷谷711番地 | | | | |
| 品名 | 品質・規格 | 数量 | 単価 | 金額 | |
| 新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務に係る | 仕様書のとおり | | | システム構築料はシステム構築に必要な機器の調達も含んだ合計金額を記入してください。 | |
| | ① システム構築料 | 一式 | 〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 | |
| | ② システム運用保守料 | 60ヶ月 | 〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 | |
| | ① ~②金額合計 | | 〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 | |
| システム運用保守料は機器保守も含んだ月額×60ヶ月の合計金額を記入してください。 | | | | | |

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

| | | |
|-------|-----|---|
| 委 任 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | 印 |

| | | |
|-------|-----|---|
| 受 任 者 | 氏 名 | 印 |
|-------|-----|---|

記

件 名 ○○○○○○○○

委任状

年 月 日

新潟市長様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 ○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号

氏名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印

受任者 氏名 ○○ ○○

印

記

件名 新潟市中央卸売市場取引情報システム構築及びシステム運用保守業務